男女平等参画社会実現のための
第四次板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン

平成２５年度実施状況報告書

平成２６年７月

板　橋　区

はじめに

板橋区では、平成15（2003）年に、男女平等参画社会実現に向け板橋区男女平等参画基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、５つの基本理念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに男女平等参画社会実現のための行動計画の策定を義務付けています。

区では、この条例に基づき、男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画［計画期間：平成２３年度～２７年度）］（以下「第四次行動計画」という。）を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

本書は、条例第８条に基づく実施状況報告書として作成したものです。

目　次

１．実施状況報告書

１ 計画の概要……3
２ 計画の体系……4
３ 評価の目的・対象……6
４ 評価の種類・方法・流れ……6
５ 評価結果集計……8
６ 板橋区男女平等参画審議会からの昨年度の改善要望に対する対応……10
７ 重点取組について……11
８ 平成２５年度　実施状況と評価……13
９ 板橋区男女平等参画審議会からの意見……38
10 計画を推進するための仕組み……39
10－１ めざす姿ごとの成果指標一覧……41
10－２ 板橋区における男女平等参画の推進……44
10－３ 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進……47

２．参考資料

資料１　委員会・審議会等における女性の参画状況……51
資料２　東京都板橋区男女平等参画基本条例等……53

１．実施状況報告書

1　計画の概要

（1）計画の目的

平成15（2003）年に制定した「板橋区男女平等参画基本条例」に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進するために策定したものです。

（2）計画の性格

男女共同参画社会基本法に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、板橋区男女平等参画基本条例に規定する行動計画であり、「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」を継承、発展させるものです。

また、めざす姿４の課題13～18及び施策の方向19～25を「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置付けています。

（3）計画の期間

平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの５か年です。

（4）計画の理念（板橋区男女平等参画基本条例第３条）

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざして、板橋区男女平等参画基本条例に規定する５つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

①人権の尊重
②個性や能力の発揮
③活動方針を決定する過程への参画
④多様な生き方の選択
⑤家庭生活と社会活動の両立

（5）計画の実施における重要な視点

行動計画の施策・事業を実施するにあたっては、第三次板橋区行動計画策定後の経済社会の変化や、国・東京都などの動き、区民・事業者等の意識、第三次板橋区行動計画の進捗状況などを踏まえ、以下を重要な視点と位置付けています。

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実
③生活困難を抱える人々への対応

（6）めざす姿（目標）

第四次行動計画では、板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、次の４つの“めざす姿”として表現し、目標としました。

①「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
②生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
③男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
④男女の平等と人権が尊重される社会

2　計画の体系

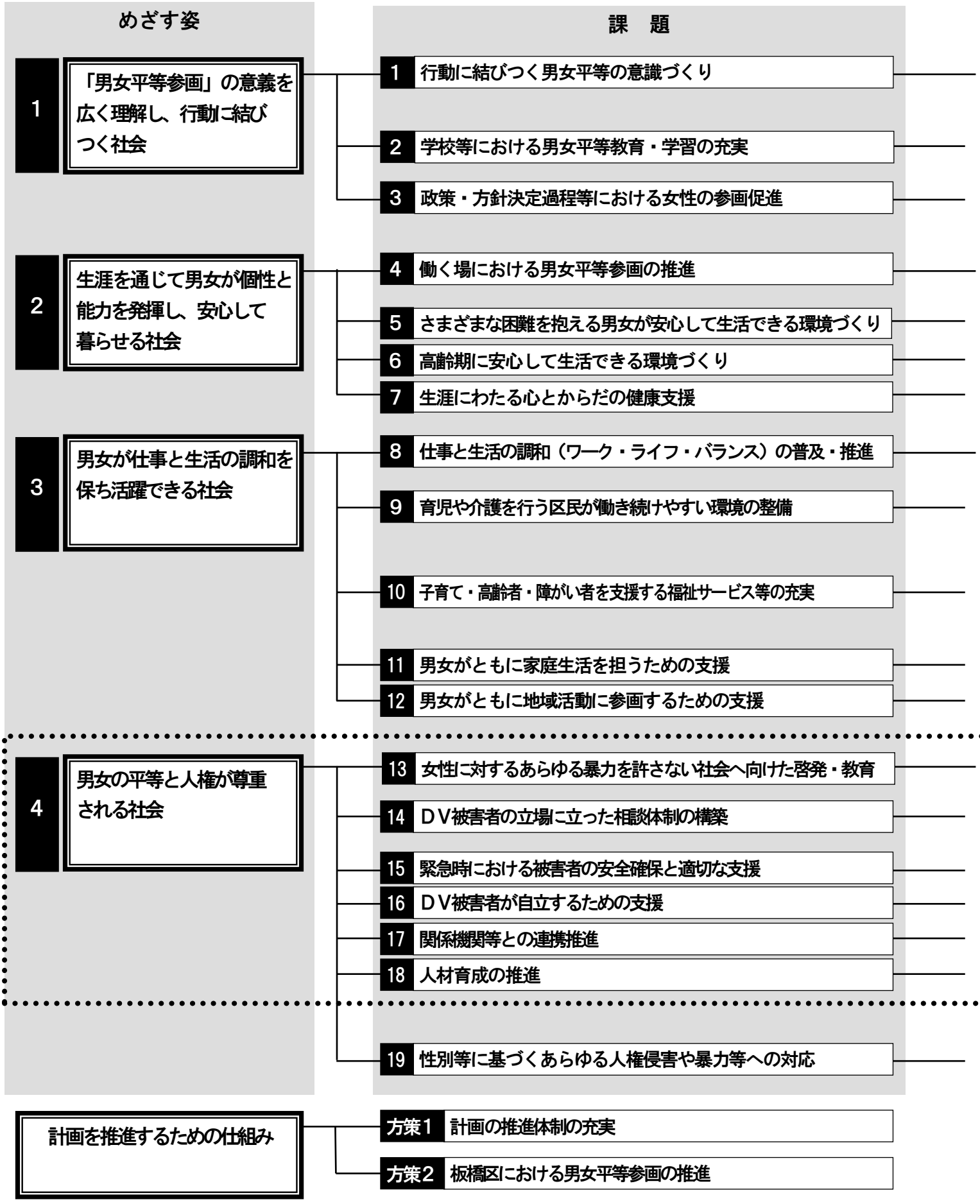
めざす姿
課　題
1
「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
1 行動に結びつく男女平等の意識づくり
2 学校等における男女平等教育・学習の充実
3 政策・方針決定過程等における女性の参画促進
2
生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
4 働く場における男女平等参画の推進
5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
6 高齢期に安心して生活できる環境づくり
7 生涯にわたる心とからだの健康支援
3
男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進
9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備
10 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
11 男女がともに家庭生活を担うための支援
12 男女がともに地域活動に参画するための支援
4
男女の平等と人権が尊重される社会
13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育
14 ＤＶ被害者の立場に立った相談体制の構築
15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援
16 ＤＶ被害者が自立するための支援
17 関係機関等との連携推進
18 人材育成の推進
19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応
計画を推進するための仕組み
方策1 計画の推進体制の充実
方策2 板橋区における男女平等参画の推進

点線内は、板橋区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

3　評価の目的・対象

（1）評価の目的

板橋区男女平等参画基本条例第８条で定める行動計画について、区が取り組むべき施策・事業等について各課が自己評価（一次評価）を行うとともに、同条例第14条第2項により男女平等参画推進本部が総合的に最終評価（二次評価）を行い、評価結果を次年度以降に反映させていくことで進行管理をしていきます。

なお、平成２６年度に男女平等参画審議会による評価(外部評価)の見直しを行い、従来、単年度ごとに実施していた外部評価については、次期行動計画の策定に向けて現行動計画の計画期間５年間を総括して評価する形に改め、区長は、男女平等参画審議会に対し、第四次行動計画期間全般にわたる実施結果の評価について諮問しています。

（2）評価の対象

第四次行動計画（平成23年度～平成27年度）の平成25年度の実施結果を評価します。

4　評価の種類・方法・流れ

（1）評価評語と定義

第四次行動計画の推進体制の充実を図るために、各取組（事業等）が計画におけるめざす姿（目標）の達成及び課題の解決に向け、どのように効果があったか、下記の①②により評価を実施します。

① 一次評価（所管課による自己評価）

「第四次行動計画一次評価表（平成25年度評価）」により所管課が51の「取組」ごとに自己評価を行います。

また、従来「男女平等の視点による評価」よりも「事業達成の評価」に偏りがちであったことを勘案し、本評価では「男女平等参画の視点から寄与したか(寄与度)」、「計画期間中（23年度～27年度）における事業等の達成状況(達成度)」をそれぞれ検証したうえで総合評価を行います。

なお、重点取組とされた事業については、取組の実施方法・評価理由と併せて、「前年度二次評価への対応状況」についても報告します。

■所管課による「取組」に対する評価評語及び定義

⑴男女平等参画の視点から寄与したか

評価評語	定義
A	男女平等参画を著しく進めた工夫等があった。
B+	男女平等参画をより進めるための工夫等があった。
B	男女平等参画を進めるための工夫等があった。
B−	男女平等参画を進めるためにさらなる工夫が必要である。
C	男女平等参画への工夫が不十分であり、取組の内容を見直す必要がある。

⑵計画期間中（23年度～27年度）における事業等の達成度における評価

評価評語	定義
A	事業等は、計画を超えて（100%以上）進捗している。
B+	事業等は、計画どおり（90%～100%未満）進捗している。
B	事業等は、概ね計画どおり（70%～９０%未満）進捗している。
B−	事業等は、計画に遅れ（70%未満）が生じていたり、他の要因から計画の変更・見直しや繰り延べが必要になっていたりしている。
C	見直し等により事業終了となった。

※一次評価［⑴と⑵の総合評価］

評価評語	定義
A	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、かつ効果的に進捗している。
B+	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、かつ順調に進捗している。
B	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、概ね計画どおりに進捗しているが、やや工夫の余地がある。
B−	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決にさらなる改善を要し、計画の変更・見直しや繰り延べが必要である。
C	取組の内容・事業を見直す必要がある。

②二次評価（男女平等参画推進本部による評価）

一次評価の結果から、男女平等参画推進本部が重点取組を含めた「全取組」と「課題」「めざす姿」の評価を行います。評価結果は、公表するとともに、次年度以降に反映し、ＰＤＣＡサイクルを機能させていきます。

■推進本部による「取組・重点取組」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。
B	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。
B−	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。
C	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。

■推進本部による「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	課題解決（めざす姿の達成）に向けて進捗している。
B+	課題解決（めざす姿の達成）に向けて進捗しているが、さらなる拡充が期待される。
B	課題解決（めざす姿の達成）に向けて概ね進捗している。
B−	課題解決（めざす姿の達成）に向けて、さらなる改善が求められる。
C	課題の解決（めざす姿の達成）につながっておらず、不十分である。

（２）評価の流れ

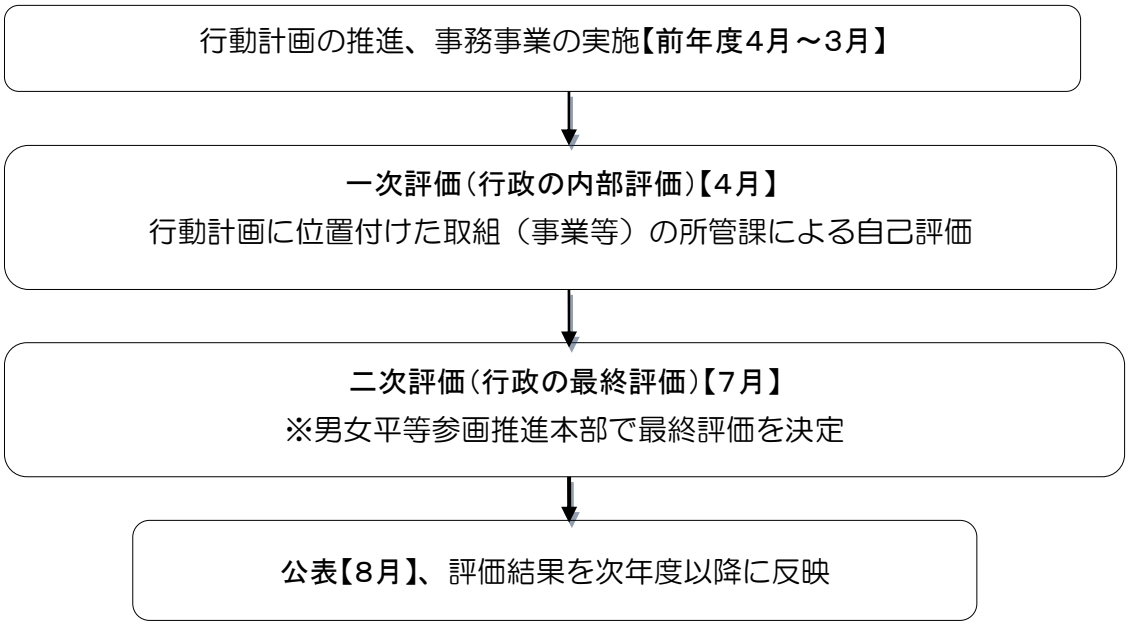

※男女平等参画推進本部：男女平等参画施策を総合的に企画し、進行管理、実施結果の評価並びに調整を実施。区長主宰のもとに、副区長及び板橋区組織規則に定める部長、教育長、保健所長、会計管理者、教育員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、常勤の監査委員、監査委員事務局長、区議会事務局長をもって構成する。

５　評価結果集計

（１）一次評価結果の集計

所管課による自己評価では、51の「取組」に関わる延べ109の課が自らの所管する事業について評価をしました。結果は以下のとおりです。

（単位：延べ109の所管課が行った自己評価の件数）

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合　計
A	10	16	10	20	56(51.4%)
B+	5	12	13	10	40(36.7%)
B	4	5	3	1	13(11.9%)
B−	0	0	0	0	0(0.0%)
C	0	0	0	0	0(0.0%)
計	19	33	26	31	109(100.0%)

（２）二次評価結果の集計

男女平等参画推進本部による二次評価では、51の「取組」（22の「重点取組」を含む。）、19の「課題」と４つの「めざす姿」を評価しました。結果は以下のとおりです。

評価評語	めざす姿	課題	取組（重点取組）	
A	7(31.8%)	13(25.5%)	4(21.1%)	0(0.0%)
B+	9(41.0%)	27(52.9%)	8(42.0%)	3(75.0%)
B	5(22.7%)	10(19.6%)	6(31.6%)	1(25.0%)
B−	1(4.5%)	1(2.0%)	1(5.3%)	0(0.0%)
C	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	22(100.0%)	51(100.0%)	19(100.0%)	4(100.0%)

【参考】重点取組数 22取組　めざす姿１…４取組　　めざす姿２…３取組　　めざす姿３…６取組　　めざす姿４…９取組

「取組」では「A」と「B+」で78%強（「重点取組」のみでは「A」と「B+」で72%強）、「課題」では「A」と「B+」で63%強、「めざす姿」では「A」と「B+」で75%となっています。

全取組に対する評価

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合　計
A	1	4	1	7	13(25.5%)
B+	6	6	8	7	27(52.9%)
B	5	4	0	1	10(19.6%)
B−	1	0	0	0	1(2.0%)
C	0	0	0	0	0(0.0%)
計	13	14	9	15	51(100.0%)

二次評価の前年度比較

評価評語	平成24年度評価		平成25年度評価	
	課題	めざす姿	課題	めざす姿
A	2(10.5%)	0(0.0%)	4(21.1%)	0(0.0%)
B+	13(68.4%)	4(100.0%)	8(42.0%)	3(75.0%)
B	4(21.1%)	0(0.0%)	6(31.6%)	1(25.0%)
B−	0(0.0%)	0(0.0%)	1(5.3%)	0(0.0%)
C	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	19(100.0%)	4(100.0%)	19(100.0%)	4(100.0%)

前年度と比較すると、「課題」では「A」が２つ増えましたが、「B+」が減りました。「めざす姿」では「B+」が１つ減り、「B」が１つ増えました。

6　板橋区男女平等参画審議会からの昨年度の改善要望に対する対応

取組1	板橋区男女平等参画基本条例の理念の理解と定着
改善要望	区職員の男女平等参画基本条例及び男女平等参画の理解度が低いと言えます。実態の把握及び教育訓練等の普及・啓発について、具体的改善案を提案し、結果報告をしてください。
対応	区職員向け啓発誌を活用し、区職員の条例の理解度がさらに向上するよう努めるとともに平成26年度実施予定の「男女平等参画に関する意識・実態調査」の中で、区職員の条例の認知度について把握し、調査結果に応じた対策を講じます。　（男女社会参画課）

取組9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上
改善要望	男女混合名簿作成が100％となりましたが、男女混合名簿の推進が男女平等参画社会実現に向けた取組の一環であることを踏まえて、利用状況や適切性を確認し、報告してください。
対応	人権教育の全体計画及び年間指導計画に位置付けられた男女平等教育の視点を基に、男女混合名簿の利用については、学校生活の状況に応じて適切に使い分けています。　（指導室）

取組11	審議会等への女性の参画促進
改善要望	平成25年4月1日現在における審議会等の女性委員比率が、前年同日と比較して低下しています。比率低下の十分な検証と、目標値40％に到達するための抜本的対策を提案し、結果報告をしてください。
対応	付属機関のうち、設置要綱等、長の諮問機関として設置されたものの女性委員比率が低下しており、女性委員が一人も含まれない付属機関が増えています。付属機関の特性を勘案しつつ、特に女性委員比率が低い付属機関に対し、積極的な登用を促進する仕組みの構築を検討します。（男女社会参画課） 各課への女性登用依頼通知を、より高い効果が見込まれる時期に発信するなどの工夫をしました。（総務課）

取組14	企業・事業所への普及・啓発
取組28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及
取組29	職場の環境整備に向けた支援
改善要望	一般事業主行動計画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、個別企業、事業所に対しては、より一層の取組と工夫が必要です。産業振興課と男女社会参画課が連携し、実効性のある取組を提案し、結果報告をしてください。
取組14・28・29の対応	平成25年度のワーク・ライフ・バランス推進企業表彰は、産業振興公社(産業振興課)と連携することで、表彰式をいたばし産業見本市会場で実施し、来場企業にワーク・ライフ・バランス推進の大切さと、表彰企業の取組を周知することができました。　（男女社会参画課）
取組14の対応	区内金融機関を訪問し、一般事業主行動計画の作成やワーク・ライフ・バランスの推進を行うことで得られる利子補給優遇加算について説明を行いました。　（産業振興課）
取組29の対応	社会保険労務士のワーク・ライフ・バランス推進に向けた各種相談受付や推進企業の表彰等を継続し、広く啓発・理解促進に努めています。　（産業振興課）

7　重点取組について

第四次行動計画の推進にあたり「課題」を解決し「めざす姿」を達成するうえで特に重要と思われる取組を「重点取組」と位置づけ、進捗状況の把握とともに前年度の二次評価の対応状況について点検を実施します。

重点取組及び重点取組に対する男女平等参画推進本部の二次評価（平成24年度実績）一覧

めざす姿1	取組1	板橋区男女平等参画基本条例の理念の理解と定着		男女社会参画課
		(24年度二次評価)条例をより幅広く普及・啓発できるよう更なる工夫と職員への周知徹底を行う	(対応)P.13参照	
	取組5	センター活性化へ向けた取組		男女社会参画課
		(24年度二次評価)様々な年代の区民が参加しやすい事業等の実施と幅広い層に向けたセンター周知を行う	(対応)P.14参照	
	取組9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上		指導室 保育サービス課
		(24年度二次評価)状況に応じた男女混合名簿の適正な使い分けや男女平等意識の更なる向上、教材やカリキュラムの工夫等により、継続的な改善に努めていく	(対応)P.15参照	
	取組11	審議会等への女性の参画促進		男女社会参画課 総務課
		(24年度二次評価)審議会委員等の女性参画率40%を達成できるよう実効性のある取組を検討していく	(対応) P.16～17参照	
めざす姿2	取組14	企業・事業所への普及・啓発		男女社会参画課 産業振興課 (公財)産業振興公社
		(24年度二次評価)直接アプローチする機会が少ない企業等への啓発は、関係課の連携にとどまらず他の機関との連携など効果的に啓発する機会を工夫し、企業・事業所の意識向上に努める	(対応)P.18参照	
	取組19	自立に向けた就労支援		福祉事務所
		(24年度二次評価)課題とされる生活保護の母子家庭への就労について、福祉事務所との連携で効果的な方法を工夫していく	(対応)P.20参照	
	取組27	健康に関する正しい理解の促進		予防対策課
		(24年度二次評価)小中学校や大学祭等、若年層に向けた取組等、早期の啓発を行うことで健康に関する正しい知識と理解がなされるよう事業に取り組んでいく	(対応)P.24参照	
めざす姿3	取組28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及		男女社会参画課
		(24年度二次評価)板橋産業連合会や東京商工会議所など関係機関との連携等、効果的な啓発を行っていく	(対応)P.25参照	
	取組29	職場の環境整備に向けた支援		男女社会参画課 産業振興課 (公財)産業振興公社
		(24年度二次評価)推進企業表彰などワーク・ライフ・バランスに必要な企業の理解向上に向け、効果的な啓発を行う	(対応)P.26参照	
	取組31	保育サービスの整備		保育サービス課
		(24年度二次評価)様々な保育需要に鑑み、子育て支援を充実していく	(対応)P.27参照	
	取組32	子どもの居場所整備		学校地域連携担当課
		(24年度二次評価)子どもの安全・安心の居場所の提供として学校・地域と連携し活発な事業展開を図っていく	(対応)P.28参照	
	取組35	意識啓発に向けた支援		男女社会参画課
		(24年度二次評価)固定的役割分担意識にとらわれない講座の開催し、」男女がともに家庭生活に携わる機会を提供していく	(対応)P.30参照	
	取組36	地域活動への参画支援		住民防災支援課
		(24年度二次評価)住民防災組織において継続的な男女の均衡が保てるよう、町会・自治会への呼びかけと広く区民へ周知・啓発を行っていく	(対応)P.31参照	

めざす姿4	取組37	**女性に対する暴力防止に関する普及・啓発**		男女社会参画課
		(24年度二次評価)従来の大学祭等での啓発に加え、対象者の幅を広げ情報提供や啓発方法を工夫していく	(対応)P.32参照	
	取組39	**通報に関する情報の周知**		男女社会参画課
		(24年度二次評価)平成25年度に実施しなかった医師会や民生・児童委員へ継続的な情報提供を行い、早期発見に向けた連携強化を進めていく	(対応)P.32参照	
	取組41	**配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置**		男女社会参画課
		(24年度二次評価)福祉事務所等との連携により、DV被害者の立場に立った情報提供や連携を進め支援を行っていく	(対応)P.33参照	
	取組42	**緊急時の保護体制整備**		子ども政策課 福祉事務所
		(24年度二次評価)今後もDV被害者の安全確保と一時保護に向け、継続的に関係者との連携を図っていく	(対応)P.33参照	
	取組46	**子どもへの継続的な支援**		子ども家庭支援センター
		(24年度二次評価)今後も子ども家庭支援センターに情報提供を行う等関係者との連携を図っていく	(対応)P.35参照	
	取組47	**関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進**		男女社会参画課
		(24年度二次評価)医師会との新たな連携方法を課題としていくとともに、NPOについては、区外団体も視野に連携協力を検討していく	(対応)P.35参照	
	取組48	**研修等の充実**		男女社会参画課
		(24年度二次評価)都主催の研修や庁内DV支援関係課に対する研修等により、引き続き支援者の資質向上を行っていく	(対応)P.36参照	
	取組49	**セクシュアル・ハラスメントの防止**		男女社会参画課 産業振興課 (公財)産業振興公社
		(24年度二次評価)一般向け・職員向け広報等、引き続きセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を行っていく	(対応)P.37参照	
	取組51	**メディア・リテラシーの向上**		男女社会参画課
		(24年度二次評価)平成24年度中に活用ができなかったパネルにより、メディア・リテラシーが向上するよう働きかけていく	(対応)P.37参照	

8　平成２５年度　実施状況と評価

は「重点取組」

めざす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

二次評価：B

男女平等の意識啓発については、着実に実績を積み重ねてきていますが、条例の浸透状況や、女性の役割を巡る発言が大きな波紋を呼んだ昨今の社会情勢に鑑みると、めざす姿へと至る道程はいまだ半ばという印象を禁じ得ません。今後も、「男女平等に関する意識・実態調査」の結果等を基に区民ニーズを探りながら、より積極的に意識啓発に取り組むとともに、幼少期から学童期までの男女平等の大切さを育むための配慮や取組を進め、引き続き児童等の意識向上にも努めていきます。併せて、男女平等推進センターについては、その役割・重要性を再確認し、より多くの区民が利用する施設をめざすとともに、男女共同参画を進める区民・団体の裾野の拡大に努めます。

政策や方針決定過程等における女性の参画については、区の審議会委員等の女性参画率の向上に向けて、啓発のみならず、より積極的な登用を促進する仕組みの構築をめざし、成果に結び付けていくよう取り組みます。また、女性リーダー育成に向け、「女性の参加」だけではなく、「女性の参画」をめざした効果的な情報発信や事業実施などを工夫・検討していきます。

課題1：行動に結びつく男女平等の意識づくり

二次評価：B

男女平等の意識啓発については、関係各課や大学との連携、区民との協働などにより着実に実績を積み重ねてきていますが、今後も、区民ニーズを探りながら、新たな啓発機会の創出や多様な媒体の活用など、より積極的に取り組んでいきます。一方、区の男女平等参画基本条例に関する認知度、理解や定着は思うように進んでいるとは言えず、特に、区条例を率先垂範すべき区役所内部においては所管課の間で温度差が見られるのも事実であるため、区民・区職員等を対象に今年度実施している「男女平等に関する意識・実態調査」の結果も踏まえながら、区条例に関する理解の促進と定着に向けて早急に取り組みます。

男女平等推進センターについては、他課との連携や区民ニーズの把握など、センターの認知度向上に向けて取組方法を工夫し、より多くの区民が利用する施設をめざします。協働を通じて区民ニーズを引き出し、センターの活性化につなげていくとともに、登録団体との意見交換や協働事業の実施等を通じ、男女平等参画を推進する区民・団体の育成支援、裾野の拡大に努めていきます。相談体制については、増加し続ける総合相談件数から、相談しやすい体制づくりが進んでいることがうかがわれるため、今後も一層の充実を図ります。

施策の方向:（1)男女平等意識の普及・啓発

	取　組	取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価	二次評価	二次評価
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 **男女社会参画課**	・区民まつり （2日間） ［来場者数459人 男83人 女218人 子ども158人］ ・成人式 （区内18地区） ［対象者4,651人 男2,434人 女2,217人］	区民まつりでは、条例のパネルの掲示やパンフレットの配布に加え、区職員とボランティアが来場者に直接説明等を行うことで、効果的に条例を知ってもらうことができました。 また、成人式会場においても条例を紹介するカードを配布するなど、若年層を対象とした普及・啓発活動を実施しましたが、新たな啓発の機会の創出にはつなげられませんでした。 **●前年度二次評価への対応状況** 条例理念の普及については、区民まつり等の機会をとらえて実施しましたが、区民向け啓発ニュースに条例に関する特集を組むなど、広く発信するための工夫ができませんでした。職員については、認知度向上に向け、より積極的な働きかけが必要にもかかわらず、新たな工夫が足りませんでした。		A	B+	B+	B	今年度実施している意識・実態調査により、条例に関する区民・区職員の認知度・理解度の状況を捕捉・分析し、新たな啓発の機会の創出と実施方法の検討に努めるとともに、区職員の条例理念の理解度向上に向けて積極的に取り組んでいきます。
		年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫 **男女社会参画課**								
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施 **男女社会参画課**	①男女平等フォーラム 参加者：75名 ②大学祭での意識啓発活動 来場者：1,507人 （男419人　女901人　子ども187人）	①男女平等フォーラムの実施により区民向けの意識啓発を実施しました。 ②近隣5大学の大学祭に出展し、学生を主とする来場者へパープルリボンストラップ、DV啓発カードを配付して意識啓発を行うとともに、条例パネル等を展示しました。	平成25年度は男女平等フォーラムのテーマをワーク・ライフ・バランスとし、区民公募の運営メンバーと一緒に地域から問題提起するとともに、広く区民向けの意識啓発ができました。	A	A	A	B+	引き続き、タイムリーなテーマにより取組を行い、課題解決の支援につながるよう、実施にあたっては区民ニーズを探り、参加者の裾野の拡大と増加をめざします。

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用 **男女社会参画課** ホームページや情報誌の見直し・充実 **男女社会参画課** チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し **男女社会参画課** 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施 **男女社会参画課**	・ツイッター(随時)、推進ニュース発信・あいしてぃ発行（各2回） ・参画週間イベント38名（区民との協働）	ツイッターやホームページ、ニュースの発行、区民主体の「ビデオ＆トークの会」の支援など多様な媒体を活用し、あらゆる年代層に向けた啓発を実施しました。	多様な方法で情報発信を実施しましたが、若い世代等新たな年代層の開拓にはつながっておらず、さらなる工夫が必要です。	A	B	B+	B	今後も常に多様な媒体を活用し、情報が届きづらいと認識している年代層に対し効果的に発信できるよう、積極的に取り組んでいきます。
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進 **男女社会参画課** 商連、産連等との連携 **男女社会参画課**	いたばしI(あい)カレッジ前期：受講者32人、6日間延べ127名	いたばしアイカレッジ前期で東京家政大学と共催しました。 東京商工会議所板橋支部、産業連合会、板橋法人会の協力により、企業へ向け情報発信しました。 町会連合会や商店街連合会選出の委員が男女平等推進に関わる審議に携わるなど連携しています。	東京家政大学と共催実施した男女平等参画基礎講座では、男女平等参画について意識啓発を進めることができました。東京商工会議所板橋支部、産業連合会、板橋法人会との連携では、「いたばし good balance 会社賞」の実施において、協力を得ることができました。	A	B+	B+	B	東京家政大学との共催にとどまらず、他大学との協働も検討していきます。 「男女平等参画の視点」を踏まえた取組につながるよう、今後も、産業振興課や地域振興課との連携を図り、関係づくりを進めます。
施策の方向：(2)男女平等推進センター　スクエアー・I(あい)の機能充実・活性化										
5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり **男女社会参画課** 講座等の企画内容・実施方法の見直し **男女社会参画課** 区民が交流・学習する場としての機能充実 **男女社会参画課** センター及び事業の周知・情報発信の充実 **男女社会参画課** 女性健康支援センター等との連携推進 **男女社会参画課**	・登録団体連絡会[2回実施] ・いたばし男女平等フォーラム[1回] ・男女平等参画セミナー[6日] ・区民協働企画講座（3日） ・いたばしI(あい)カレッジ[2学期制各6日] ・センターだより[年2回発行] ・あいしてぃ[年2回発行]	センター登録団体交流会が主体的に実施するイベントの後方支援を行いました。講座等については、平成25年度より一部民間委託し、効果的・効率的に事業を実施しています。事業については、引き続き「センターだより」及び「あいしてぃ」の発行やツイッターの活用、女性健康支援センター等との連携による大学祭出展や大東大セミナーを実施することで広く区民に周知することができました。 **●前年度二次評価への対応状況** 女性支援センター等との連携や業務の委託化による見直しなどにより、効果的な事業運営や環境整備の充実が図れましたが、センターの認知度向上につながる幅広い層に向けた周知には至りませんでした。		A	A	A	B	今年度実施している意識・実態調査によりセンターの認知度を捕捉したうえで、センターがさらに活性化していくために、他課との連携や区民ニーズの把握など、認知度の向上に向けて取組方法を工夫し、より多くの区民が利用する施設をめざします。
6	区民との協働推進	区民との協働による企画・事業等の実施 **男女社会参画課** いたばし男女平等フォーラムの実施 **男女社会参画課** 「センターだより」の発行 **男女社会参画課**	①区民協働企画講座：3企画実施 ②男女平等フォーラム参加者：75人 ③センターだより：年1回（5,000部）発行	①登録団体と協働し、年3回講座を実施しました。 ②公募区民と協働し、企画・運営を行いました。 ③区民公募編集委員との協働により、広く意識啓発・情報提供をするセンターだよりを発行しました。	区民の企画・運営により、区民ニーズに沿ったセミナー等を実施し、センター活性化に向け推進しました。 センターだよりの発行では、編集委員と協働で旬な話題の特集記事を作成しました。	A	A	A	B+	積極的に区民との協働が進められています。今後も協働により区民ニーズを引き出し、センターの活性化につなげていけるよう、引き続き区民・団体の育成支援や協働のパートナーの拡大に努めていきます。

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度	総合	二次評価	
7	男女平等推進センター登録団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援 **男女社会参画課**	①男女平等推進センター登録団体数：37団体（平成26年3月31日現在） ②登録団体連絡会：年2回実施 ③I（あい）サロンの実施：月1回実施	登録団体連絡会を年2回実施し、登録団体からの意見交換を行い、要望については可能な限り対応しました。 I（あい）サロンの開催により、登録団体が自主的に行う取組を支援しています。	登録団体数が2団体増加したことは好材料と判断できますが、登録団体連絡会の開催回数が前年度より減少し、貴重な意見交換の場を増やすことができませんでした。	A	B+	B+	B+	登録団体との意見交換や協働事業の実施等を通じ、効果的な支援ができるよう工夫を凝らし、男女平等参画を推進する団体の育成を進めていきます。
8	相談体制の充実	専門相談の実施 **男女社会参画課** 相談方法・相談時間等の検討・見直し **男女社会参画課** 相談事業の周知 **男女社会参画課**	・総合相談：1,262件 ・DV専門相談：194件 ・フェミニストカウンセリング：115件	全相談を委託により実施し、配偶者暴力相談支援センター設置以降、多様化・複雑化している相談業務に対応しています。	必要に応じて、専門相談や、緊急性の高い場合は迅速に他機関につなげるなど、相談者（被害者）の視点に立った総合調整を行うことができました。	A	A	A	A	増加し続ける総合相談件数に的確に対応する体制づくりが進められています。今後も、区民ニーズを探り体制の充実を図っていきます。

課題2：学校等における男女平等教育・学習の充実

二次評価：B+

男女混合名簿については、全区立小・中学校において作成済みです。学校生活の状況に応じた適切な使い分けとともに、幼少期から学童期まで、各所管課において、男女平等の大切さを育むための配慮や取組も進められています。今後は、教師等が対応しやすいようなカリキュラム基準（男女平等や役割分担などの判断基準）を設定していくなど、新たな工夫も凝らしながら、引き続き児童等の意識向上に努め、バランスのとれた男女平等教育により、子どもたちが固定的な性別役割にとらわれない価値観を身に付けられるようにします。

また、児童・生徒など一人ひとりを尊重した教育とするためには、教職員や保育士が男女平等に対する正しい知識を身に付けることが重要です。研修等により意識向上に取り組むとともに、男女共同参画社会の形成における教育の果たす重要性について理解を深めるために、より明確な計画を立て、さらなる取組を進めていきます。

施策の方向：(3)学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度	総合	二次評価	
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	教材・カリキュラムの充実 **指導室** 幼稚園教材・カリキュラムの充実 **指導室** 東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請 **指導室** 小・中学校での男女混合名簿の推進 **指導室**	・板橋区人権教育推進委員会[6回] ・小中学校での授業研究[3回] ・男女混合名簿作成[100%]	「平成24年度人権教育指導資料－第23集－」及び「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成25年3月東京都教育委員会作成）を教育委員会訪問等で活用しました。 ●<u>前年度二次評価への対応状況</u> 定例校長会において、男女混合名簿と男女別名簿の作成及び利用の意義について周知を図りました。幼児・児童・生徒の教育活動全体における人権教育を通じた男女平等意識の向上をめざす指導資料として「平成25年度人権教育指導資料－第24集－」を作成しました。	A	A	A	B+	男女混合名簿を状況や場面に応じて適切に使い分けるなど、取組は着実に進んでいます。 引き続き、幼少期から教育活動全般にわたる取組を進めていくとともに、新たな工夫も凝らしながら、意識向上に努めていきます。
		保育園教材・カリキュラムの充実 **保育サービス課**	―	使用する教材の購入にあたっては、各色を揃えました。また、名札のシール等の生活面でも配慮するなど、男女平等の視点から配慮し、接し方についても偏りのない平等意識を持ち保育にあたりました。 ●<u>前年度二次評価への対応状況</u> 男女平等の視点で保育園教材・カリキュラムの充実に努めました。	A	A	A		

	取　組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	二次評価
施策の方向:（4)教育に携わる者の男女平等意識の向上											
	10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実 **指導室**	・東京都教育委員会実施の人権教育研究協議会の板橋区立学校園の参加率:96% ・人権教育全体計画及び年間指導計画における男女平等教育の視点での取組の位置付け:全学校園での位置付け	人権教育研究協議会への参加を促すとともに、各種研修等において「人権教育」の内容を設定しました。 委員会訪問等で各学校園における人権教育に関わる指導・助言を行いました。	協議会への参加率が増加しました。人権教育の全体計画及び年間指導計画に位置付けられた男女平等教育の視点の取組の改善に向けた指導助言を訪問した50校園に実施し、職員への啓発を図ることができました。	A	A	A	B+	人権教育研究会や研修等により、教職員等への意識向上に取り組んでいます。 児童・生徒など一人ひとりを尊重した教育とするためには、教職員や保育士が男女平等に関する正しい知識を身に付けることが重要であることを踏まえ、さらなる取組を進めていきます。
			教育課程・校内研修体制の充実 **指導室**								
			幼児教育に関わる教員研修の充実 **指導室**								
			保育士研修の充実 **保育サービス課**	保育園職員研修（平成25年7月10日）参加者:111名	講演会において啓発を実施しました。	平成25年度は研修を通して男女平等参画の啓発ができました。	A	A	A		
			幼児教育等に関わる職員研修の充実 **子ども政策課**	・職員研修参加人数:104名 ・職員向研修日数:1日	児童館・学童クラブ職員に対して、男女平等参画の視点を入れた職員研修を実施することで、参加者が、男女が対等な立場で能力を発揮できる環境づくりの大切さを再認識することができました。	平成25年度では、全体向けの研修として、「大人も子どもも自立する生き方」を実施するなど、男性と女性が共同して子育てをすることの重要性を再認識し、職員の意識向上を図ることができました。	B	B	B		

課題3：政策・方針決定過程等における女性の参画促進

二次評価：B−

区の審議会委員等の女性参画率については、関係2課共同で通知を行うなどの工夫は行いましたが、参画率向上にはつながっておらず、如何に成果に結び付けていくかが重要な課題です。啓発のみならず、より積極的な登用を促進する仕組みの構築が必要です。

一方、区民の区政参加・意見反映の機会においては、参加者の男女比について概ね目標を達成しています。今後も制度の認知度向上を図るなど、より多くの区民が参加・参画できるよう、機会の充実を図っていきます。

女性リーダー育成と活用に向けては、各所管課で意識啓発に向けた取組を進めています。今後は、「女性の参加」のみにとどまらず、「女性の参画」をめざし、効果的な情報発信や事業を実施するなど、工夫・検討が必要です。地域の意思決定の場に女性が参画するための積極的な対応や仕組みづくりについても、課題が残されており、解決に向けた検討を進めていきます。

施策の方向:（5)政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

	取　組	取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	二次評価
11	審議会等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組 **男女社会参画課**	平成25年4月1日現在［28.9% 委員会数 75］ 法律・条例により設置されているもの[24.4%] 設置要綱等、長の諮問機関として設置[32.2%]	総務課との連名により庶務担当係長会あてに発信した通知では、女性枠を拡大するための具体的な方策を示すことで、より積極的に女性を登用するよう促しました。また、区職員向け啓発紙等において関連特集記事を掲載し、意識啓発を行いました。しかし、所管課に対する協力依頼や意識啓発では参画率向上にはつながりにくく、より一層の工夫や積極的な取組が求められています。 **●前年度二次評価への対応状況** より積極的な取組を検討しましたが、結果的に、通知に留まりました。今後は、より実効性のある取組実現に向けて、庁内調整を進めていきます。	A	B−	B	B−	両課共同による通知の発信や啓発誌等による情報提供を行いましたが、意識啓発に留まりました。今後は、より積極的な登用を促進する仕組みの構築をめざしていきます。

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況		一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価理由	総合 寄与度	総合 達成度			
11	審議会等への女性の参画促進	女性委員比率40％に向けた積極的な取組 **総務課**	平成25年4月１日現在［28.9% 委員会数 75］	多くの審議会が委員選定作業に入る直前期（12月）に、通知しました。通知には女性比率の上昇に向けた具体的な取組事例を盛り込むなどの工夫をしました。 **●前年度二次評価への対応状況** 委員委嘱決裁の総務課合議時、女性委員登用が少ないケースにおいては、個別に注意喚起を行いました。審議会・付属機関に関する問合せが総務課に入った際には、女性委員登用拡大を促すようにしました。		B	B−	B	B−	前頁と同じ （両課共同による通知の発信や啓発誌等による情報提供を行いましたが、意識啓発に留まりました。今後は、より積極的な登用を促進する仕組みの構築をめざしていきます。）
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度 **広聴広報課**	・タウンモニター員数：53名（男29名、女24名） ・アンケート：4回実施 ・区長と区民との懇談会：6回開催、参加者301名（男184名、女114名）	両事業とも、地域センター所長からの推薦にあたり、男女及び年齢の構成に関しては、配慮するようお願いしています。	平成25年度の参加者の男女比は、男女平等参画の観点から概ね目標を達成しています。	A	B+	B+	B+	参加者の男女比について概ね目標を達成しています。 今後も制度の認知度向上などにより機会の充実を図っていきます。
		区民と区長との懇談会 **広聴広報課**								
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組 **男女社会参画課**	・I（あい）カレッジ前期（全6回）：受講者総数127人 ・I（あい）カレッジ後期（全6回）：受講者総数127人	前期は東京家政大学との共催で、男女平等参画基礎講座を実施しました。後期はキャリアアップ講座を実施し、職場や地域社会で活躍する女性リーダーの育成を図りました。	女性リーダーの育成につながる幅広い講座を実施することができました。また、男女平等参画審議会の公募委員募集のPRを、アイカレッジ受講者に対して積極的に行いました。	A	A	A	B	女性リーダー育成に向けて、各所管課では講座の実施や部会の開催、広報紙や配付資料による情報提供等と、意識啓発に向けた取組を進めました。 今後は、「女性の参加」のみにとどまらず、「女性の参画」をめざして、効果的な情報発信や事業を実施するなど、工夫・検討していきます。
		町会連合会における女性参画の推進 **地域振興課**	①女性部会の開催（1回） ②女性部研修の開催（1回） ③町会連合会の広報紙「いたばし町連」への女性部活動記事掲載（2回）	①区民まつりや女性部研修について協議しました。 ②各支部で活躍している女性を対象とした研修会を実施しました。（計32名参加） ③女性部の活動について「いたばし町連」で紹介しました。	区民まつりでは、女性部会自らが内容を企画し、参加するなど、地域活動に積極的に取り組みました。研修会参加を通じて、女性が地域活動を行ううえでの見聞を広めることができました。	A	A	A		
		産業連合会における女性参画の推進 **産業振興課**	・産業連合会役員会(理事・参与含む約90人)：毎月１回開催 ・商店街連合会理事会(59人)役員会(10人)：毎月１回開催	産業連合会並びに商店街連合会の役員会・理事会において、出席者に対し、適宜女性参画推進についての説明を実施しました。	会員の中に、女性の経営者が極めて少なく、役員や理事への登用は進んでいないのが現状ですが、産業連合会では女性を理事や参与に登用、商店街連合会でも女性役員の登用が見られます。商店街連合会では、女性部を設置して女性の活躍の場が増えています。	B+	B−	B		
		商店街連合会における女性参画の推進 **産業振興課**								

めざす姿2　生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

二次評価：B+

働きたい人が性別・年齢等に関わらず、その能力を遺憾なく発揮できる社会をめざし、各所管課では就労に向けた支援や相談を実施しています。しかし、雇用機会の均等や待遇の確保については、女性の活躍が叫ばれる中、残念ながら企業・事業所への働きがけが十分に行われているとは言えません。関係各課が連携を取り合いながら、啓発機会の拡充や効果的な啓発方法を検討していきます。

ひとり親家庭等や高齢者が安心して暮らせるよう、生活の安定に向けた支援も適切に行われていますが、今後も個別事情に配慮しながら、男女平等の視点に立って取組を進めていきます。

男性も女性も生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、健康づくりに向けた啓発・支援は順調に進められています。

課題4：働く場における男女平等参画の推進

二次評価：B

各種セミナーや相談等女性の就労支援のための様々な取組は順調に実施されていますが、就労促進には企業・事業所等への働きかけが重要です。関係各課や関係機関と連携を取りながら、企業・事業者等への啓発機会の拡充や効果的な方法を検討していきます。セミナー等については、関係機関との連携を深めながら、今後も、参加者の満足度が高く、人脈づくり・交流が活発であるといった効果的な取組を展開していきます。また、参加者の少ない事業については周知方法の工夫など参加者確保に努め、効果的に取り組んでいきます。働く女性の問題を解決し、国を挙げて社会で活躍する女性の増加（2020年までに女性管理職の割合を現在の11.2%から欧米並みの30%へ）をめざしている現在、働く女性の実態データ・事業主行動計画の策定状況などを把握し、どのように取組を進めていくかの検討も必要です。

施策の方向:（6）男女の均等な機会と待遇の確保促進

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	二次評価
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 **男女社会参画課**	女性のための就労支援セミナー［参加者24名］	「いたばし good balance 会社賞」表彰式や区民向け情報誌等を活用して企業・事業所に向け啓発を推進しました。 **●前年度二次評価への対応状況** 東京商工会議所が実施する「女性向けセミナー」の後援や東京しごとセンターと共催で「女性のための就職支援セミナー」を実施することで効果的に啓発する機会を得ました。	A	B+	B+	B	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰式を「いたばし産業見本市」会場で実施し、来場企業に取組を紹介するなど、2課の連携により効果的な周知が図れましたが、それ以外は情報提供に留まりました。 今後も協力体制を強化していくとともに、関係機関との連携も視野に入れ、企業等への効果的な啓発方法を検討していきます。	
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 **男女社会参画課**								
		女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 **産業振興課** **（公財）産業振興公社**	経営相談[1,006件]（毎日予約制で実施）	産業融資の申請時や経営相談時等に情報コーナーを利用して、男女社会参画課と連携して行っている「いたばしgood balance 会社賞」のパンフレットを窓口で配布し、表彰企業の取組を案内するなど、企業等に向け情報提供を行いました。 **●前年度二次評価への対応状況** ワーク・ライフ・バランスの表彰企業に対して行っている融資の利子補給優遇加算について、広く企業や金融機関等に周知することで啓発に努めました。	B	B	B			
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 **産業振興課** **（公財）産業振興公社**								

施策の方向:（7）多様な能力の発揮を可能にするための支援

15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討 **男女社会参画課**	大東文化大学セミナー実施（男女社会参画課、予防対策課、女性健康支援センター共催）参加者：59名	意識啓発講座に生涯にわたるキャリア形成の視点を入れ、学生の経済的自立につながる支援を行いました。	今後、教師になり児童や保護者と接していく教育学科の学生向け講座を効果的に実施できました。	A	A	A	B+	大東文化大学のみに留まらず今後は、新たな大学も視野に入れた検討を進めていきます。
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施 **男女社会参画課**	女性のための就職支援セミナー（3日間）：参加者数7名	産業振興課との共催で、就職したい女性を対象に、入門編セミナーを行いました。参加者には中小企業庁が支援する、職場実習の募集案内や、ハローワークのセミナー等を紹介しました。	就職の動機づけになるセミナーを実施することで、再就職への第一歩を支援しました。 参加人数が少なかったことにより、逆に個々の悩みの共有や講師とのディスカッションにつながり、好評でした。	A	B+	B+	B	女性の再就職への課題を探り、関係機関との連携を深めながら効果的に実施していきます。 参加者の満足度が高いことから、今後は参加者の確保に努めていきます。
		ハローワーク等との連携 **男女社会参画課**								

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就職支援セミナー **産業振興課**	①就職支援セミナー5回のうち1回は男女社会参画課、1回は資生堂学園共催、参加者：延76名（男32名、女44名）②資格取得支援講座　宅地建物取引主任者講座〈22回〉：28名（男14名、女14名）簿記3級講座〈12回×2〉：74名（男16名、女58名）③ハローワークとの連携チラシ配布依頼　面接会求職者：延146人	①資生堂学園との共催で女性対象のﾒｰｷｬｯﾌﾟ講座を開催しました。「女性のためのセミナー」は模擬面接と個別のカウンセリングを実施しました。②資格取得支援講座は女性が就職等するにあたり役立つ資格の講座内容を検討しています。③ハローワーク池袋等との共催で若者を対象に面接会を実施しました。	昨年に引き続き女性のためのセミナーを実施している点、新たに女性対象のビジネスメーキャップ講座を実施している点、参加者に占める女性の割合が増加している点などを評価しました。	B+	B+	B+	B	前頁と同じ（女性の再就職への課題を探り、関係機関との連携を深めながら効果的に実施していきます。 参加者の満足度が高いことから、今後は参加者の確保に努めていきます。）
		ハローワーク等との連携 **産業振興課**								
		資格取得支援事業（能力開発支援） **産業振興課** **（公財）産業振興公社**								
17	女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援 **産業振興課**	・起業セミナー（4回）：参加者延べ75名（※最終日男8名、女4名） ・起業塾：297名 セミナー：95名 女性のための起業家入門講座(2回)：延べ45名	各分野の専門家がネットワークを構築して創業支援を行っており、女性の専門員も配置しています。また、「創業セミナー」や「いたばし起業塾」などによる起業を志す男女の支援を行っています。	女性創業支援セミナーの実施や女性専門員による対応など、事業の実施にあたり性別の違いに配慮した事業を展開した点や、実施後のアンケートで満足の割合が90％を超えていることを評価しました。	B+	B+	B+	B+	人脈づくり・交流が活発である等、セミナーの内容について参加者の満足度が高いことから、今後は参加者の確保に努め、女性の起業に向けた支援に、効果的に取り組んでいきます。
		より実践的なスキームの検討 **産業振興課**								
		起業支援セミナーの実施 **産業振興課**								
		産業団体等との連携による情報提供 **産業振興課**								
		起業支援セミナーの実施 **男女社会参画課**	起業支援セミナー（女性向け）2回参加者 1回目：13名 2回目：11名	産業振興課と共催で実施し、起業計画の立て方や、先輩起業家の体験談、先輩起業家との交流会を行いました。また、参加者には商工会議所が主催した「女性起業家セミナー」を案内しました。	必要なことを幅広く網羅した講座を実施。少人数のグループ制で先輩起業家への質問や体験談を聞く時間を多く設け、人脈づくり・交流を活発に行うことができました。	A	A	A		
18	就労に関する相談の充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実 **男女社会参画課**	・総合相談における「職場・仕事関係」：15件/1,262件 ・再就職支援セミナー参加者：のべ17人	必要に応じてキャリア・カウンセリング(産業振興課)やハローワーク等を案内しました。	産業カウンセラー資格を有する相談員を配置しているため相談者のニーズに沿った対応ができました。	A	A	A	B	相談員やカウンセラーについて相談しやすい環境を整えています。 今後は、相談者数が増えることにも工夫を凝らし、相談業務の充実を図っていきます。
		キャリア・カウンセリング **産業振興課**	毎週火・木曜日（祝日・年末年始を除く）午後1時～午後5時：102回開催　延べ184人（男性106人、女性78人） 就職決定者：15人	ｷｬﾘｱｶｳﾝｾﾗｰの資格を有する者が個別の面談を実施しました。ｶｳﾝｾﾗｰは男女各1名を配し、相談者の希望に添えるよう対応しました。また、周知にあたっては、サポートステーションや関連部署、区施設を通じ、チラシ・ポスターを配布しました。	男女1名ずつカウンセラーを配置するなど相談しやすい環境を整えている点は評価できます。相談者数は減少しているものの中高年向け相談事業としても一助となったと思われます。女性の就職支援を謳った火曜の利用率が低かったことが課題です。	B+	B	B		

課題5：さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

二次評価
B+

ひとり親家庭等の様々な困難を抱える区民に対し、各所管課では経済や生活の安定に向けた支援を適切に行っています。今後も個別事情に配慮しながら、男女平等の視点に立ち事業を推進していきます。

施策の方向：(8)ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度	総合	二次評価	
19	自立に向けた就労支援	ひとり親家庭自立支援訓練費助成事業 **福祉事務所**	教育訓練給付金申請[13人(女性13人)]、教育訓練給付金支給[7人（女性 7人)]、高等技能訓練促進費[20人(女性20人)]、就労支援プログラム策定[22人(女性22人)]	国の要綱改正により、母子自立支援事業はひとり親家庭の父も事業の対象者となりました。講座の修了者は、就労に有利な資格を取得できるまでの生活負担軽減を図ることができました。 **●前年度二次評価への対応状況** 各福祉事務所において、知識・経験を有する母子自立支援員と就労支援相談員が連携して、就職に向けた課題解決を図る体制づくりに取り組んでいます。		A	B+	B+	B	男女平等参画の視点に配慮して実施されています。 関係機関等との連携方法を工夫・検討し、様々な困難を抱える区民の自立に向けた就労支援の充実を図っていきます。
		ひとり親自立支援プログラム策定事業 **福祉事務所**								
		再就職支援セミナー（福祉枠） **男女社会参画課**	福祉枠参加者：0名	再就職支援セミナーを実施するにあたり、福祉事務所に参加者推薦を依頼しました。	本年は対象者の推薦がありませんでした。例年参加者が少ない状況であり、推薦があっても当日に欠席されてしまうことがありました。	B	B−	B		
		障がい者就労援助の充実 **障がい者福祉課**	就職者数：69人	雇用促進事業として障がい者雇用を検討している事業主を対象に、職業相談会を開催しました。パネル展示や体験実習等も同時に行い、来場者数を増やす工夫をしました。	男女平等参画の視点に配慮して事業を行い、就職者数を増やすことができました。雇用促進事業についても、気軽に来場できる工夫を行い、事業のPRを行うことができました。	A	A	A		
20	経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給 **子ども政策課**	・児童扶養手当：4,057人(うち父子家庭205人) ・児童育成手当：5,486人(うち父子家庭308人)	児童扶養手当法と板橋区児童育成手当条例に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定・自立と児童の福祉の増進に向け、児童扶養手当と児童育成手当の支給を行いました。	ひとり親家庭等の支援策として、継続的に事業を実施しています。	B+	B+	B+	A	手当や資金貸付により経済的側面からの支援を行っています。 法に基づく制度等、独自の視点を持ちづらい場合がありますが、引き続き男女平等の視点に立って困難を抱える人々の支援を行っていきます。
		児童育成手当の支給 **子ども政策課**								
		母子福祉資金 **福祉部管理課**	≪平成25年度≫ ・東京都母子福祉資金貸付実績：721件、452,629千円 ・女性福祉資金貸付実績：10件、5,100千円 ≪平成24年度≫ ・東京都母子福祉資金貸付実績：776件、477,000千円 ・女性福祉資金貸付実績：13件、5,842千円	母子家庭や女性の方々が経済的自立と安定した生活に向けた支援を行いました。母子世帯や女性（単身者または扶養者がいる方）への貸付をしました。主に子の修学に関する資金の貸付が多く、先々の返済を見据えた貸付を行いました。	経済的な理由により修学困難な方に対し、修学金を貸付けする等、自立や安定した生活を構築するための支援を行うことができました。	A	B+	A		
		女性福祉資金 **福祉部管理課**								

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	
21	生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設 **子ども政策課**	・母子生活支援施設居室提供状況：29世帯68名（4月1日現在/他区の提携1施設の利用も含む） ・ひとり親ホームヘルパー派遣：50世帯、延べ利用回数1,234回	〔母子生活支援施設〕様々な事情を抱えた母子に対し生活再建や自立に向けた生活支援全般を福祉事務所と連携して実施。〔ひとり親家庭ホームヘルプサービス〕各家庭の状況に応じてヘルパーを派遣しました。	ヘルパー派遣は平成25年7月1日から対象世帯や派遣回数の見直しを行ったため、昨年より利用世帯・回数が減少していますが、より事業の趣旨に沿った運用で、ひとり親世帯の継続的な支援を行うことができました。	B+	B+	B+	B+	様々な困難を抱える区民に対し、所管課では生活の安定に向けた支援を適切に行っています。 今後も個別事情に配慮しながら、男女平等の視点に立ち事業を行っていきます。
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス **子ども政策課**								
		障がい者生活介護施設の整備 **障がい者福祉課**	・相談件数：2,336件 ・各種セミナー：214名参加 ・障がい者生活介護施設の整備 ・知的障がい者グループホームの整備促進：該当がないため未実施	障がい者の日常生活や福祉サービス、権利擁護など様々な内容の相談に応じています。必要に応じて同性の相談員が対応するなどし、男女問わず利用できる体制を整えています。	性別・年齢に関係なく、様々な問題に関する相談ができる体制を整えることができました。様々な種類のセミナーを実施し、障がい者やその家族が自分の個性や能力を発揮できる場を提供することができました。	A	A	A		
		障がい者地域自立生活支援相談・セミナー **障がい者福祉課（障がい者福祉センター）**								
		知的障がい者グループホームの整備促進 **障がい者福祉課**								
		母子生活支援施設 **福祉事務所**	・母子生活支援施設居室提供状況：29世帯68名（4月1日現在/他区の提携1施設の利用も含む） ・ひとり親ホームヘルパー派遣：50世帯、延べ利用回数1,234回 ・福祉相談件数34,845件	①母子生活支援施設の入所相談・見学随行・手続き援助②ホームヘルパーの派遣③福祉に関するあらゆる相談に対応しました。	①母子家庭の居所の確保に貢献しました。②ひとり親家庭の健全な生活維持に貢献しました。③相談者の問題解決に貢献しました。	A	A	A		
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス **福祉事務所**								
		福祉総合相談 **福祉事務所**								
		住宅情報ネットワーク **住宅政策課**	・ネットワーク成約件数：1,208件 ・債務保証成約件数：9件	窓口及び電話での相談や受付の他、区内約200店舗の不動産店でもステッカー等で制度の周知を図りました。	福祉事務所や男女平等推進センターと連携しての支援体制が整ってきており、長年の取組が成果をあげています。	A	A	A		
		保証人等債務保証制度の紹介 **住宅政策課**								
		総合相談 **男女社会参画課**	総合相談件数：1,262件	月～土曜日に専門の資格を有する相談員が対応しています。	委託化で、より専門的できめ細かな相談が可能になりました。	A	A	A		
		国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳 **文化・国際交流課（公財）板橋区文化・国際交流財団**	・通訳 ①国際交流員対応：75件 ②語学ボランティア対応：43件 ・翻訳 ①国際交流員対応：127件 ②語学ボランティア対応：80件	国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳を実施しました。区内在住外国人に対する窓口や学校等での通訳、申請書等の翻訳の対応も行いました。	日本語が十分でない区内在住外国人への行政サービスの充実につながり、「困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」に寄与しています。	B+	B+	B+		
		外国語版母子健康手帳の交付 **健康推進課**	交付実績：53件（英語24、中国語20、ハングル語2、タガログ語3、スペイン語1、タイ語1、ポルトガル語0、インドネシア語2）	妊娠届出書に必要な国の母子手帳希望欄を設け、日本語の理解が困難な妊婦・乳幼児の保護者に対し無料で配布しました。	妊娠届、転入時等に必要な妊婦・乳幼児の保護者にはPRを行って配布にあたりました。	B	B	B		

課題6：高齢期に安心して生活できる環境づくり

二次評価：B+

各所管課で、男女を問わず、すべての高齢者の生活の安定に向けて支援を充実させるよう努めています。今後も、男女平等参画の視点に立ち、サポート体制の充実等に一層努めていきます。
また、高齢者が自己の能力や経験を活かして働いたり、地域社会への参画ができるための支援についても、今後、さらに充実させていきます。

施策の方向：(9)高齢者の安心した生活に向けた支援

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	二次評価
22	高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実 **生きがい推進課**	①再就職支援講座（2回開催）参加者数：男84人、女72人　計156人 ②合同就職面接会（2回実施）参加者数：男130人　女55人　計185人 ③シルバー登録会員数：男2,062人　女1,127人　計3,189人	区施設の指定管理者に対し、両センターの活用を区から依頼しました。また、面接会では職業適性検査を新たに実施するなどの取組を行いました。	景気回復の影響により、高齢者の就業状況は改善してきていますが、一部の職種については、求人と求職との間にミスマッチが生じているものもありました。	A	B+	B+	B+	新たな取組を実施するなど就労支援は順調に進捗しています。男女平等参画の視点に立ち、求人と求職の職種のマッチング強化などに努めていきます。
		アクティブシニア就業支援センター **生きがい推進課**								
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充 **おとしより保健福祉センター**	・16か所 ・職員数：104名（男27名、女77名）	おとしより相談センターの担当区域の見直しや職員体制の強化などに関する基本方針を検討しました。	男女を問わず、すべての高齢者が安心・信頼して相談できる機関として、センターの職員体制を充実させることができました。	B+	B+	B+	B+	男女を問わず、すべての高齢者の生活の安定に向けて支援を充実させるように努めています。 今後も、男女平等参画の視点に立ち、一層のサポート体制の充実に取り組んでいきます。
		福祉総合相談（再掲21） **福祉事務所**	相談件数：34,845件	福祉に関するあらゆる相談	相談者の問題解決に貢献しました。	A	A	A		
		住宅情報ネットワーク（再掲21） **住宅政策課**	・ネットワーク成約件数：1,208件 ・債務保証成約件数：9件 ・居住支援協議会において区内事業者への空き室アンケートの実施	窓口及び電話での相談や受付の他、区内約200店舗の不動産店でもステッカー等で制度の周知を図りました。	福祉事務所やおとしより保健福祉センター等と連携して支援する体制が整ってきており、長年の取組が成果をあげています。	A	A	A		
		居宅支援協議会の設立 **住宅政策課**								
		保証人等債務保証制度の紹介（再掲21） **住宅政策課**								
		在宅高齢者食生活支援事業 **健康推進課**	①在宅高齢者食生活支援事業：4回58名（男性3名） ②一般高齢者向け介護予防事業「元気シニアの栄養講座」：13回200名（男性101名）	①在宅高齢者食生活支援事業：ネットワーク会議年4回・講習会・情報紙の発行年3回 ②一般高齢者向け介護予防事業「元気シニアの栄養講座」：各センターで実施	情報紙は広く男女問わず読まれています。また、介護予防事業の参加者の半数は男性でした。	A	A	A		
		一般高齢者向け介護予防事業 **健康推進課**								

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
24	地域社会への参画支援	世代間交流促進 **子ども政策課**	・17館延べ22回の実施、延べ1,238名参加	イベントを通じて高齢者と子どものふれあう機会をつくり、高齢者の孤独化防止、地域社会への参画を図っています。	子どもは高齢者の体験を学び、高齢者は子どもとのふれあいと、地域社会に参画する機会を得ることができました。	B	B	B	B+	高齢者が地域社会へ参画ができるための事業について、実施回数や利用者が増え、順調に進捗しています。 今後も事業内容に工夫を凝らし、高齢者の地域参画に向け、さらなる支援の充実を図ります。
		（仮称）シニア活動センターの開設 **生きがい推進課**	・いこいの家利用者数：122,779人 ・ふれあい館利用者数：417,976人 ・グリーンカレッジ：教養課程198人、専門課程157人、大学院、71人 ・区民企画講座（2回）：300人 ・シニア活動促進講座（4回）：123人 ・地域入門体験講座：39人	・いこいの家・ふれあい館では、60歳以上の高齢者に対して、各種講座への参加や学習意欲の充足を促し、高齢者のいこいの場として事業等を実施しました。おとしより保健福祉センター等と連携し事業実施しました。 ・グリーンカレッジ受講生募集の際には、町会掲示板を活用し、ポスターにも工夫を凝らしました。	ふれあい館については、利用者数・事業数が増え地域に密着した施設として利用されています。区民企画講座については、定員150名に対し250名以上の応募がありました。 また、広報活動の取組等により、平成26年度の新規受講生は、定員300名を超える応募がありました。	A	B+	B+		
		いこいの家活用促進 **生きがい推進課**								
		ふれあい館活用促進 **生きがい推進課**								
		グリーンカレッジ **生きがい推進課**								
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進 **生きがい推進課**								

課題7：生涯にわたる心とからだの健康支援

二次評価：A

男女を問わず、すべての区民が生涯を通じ健康に過ごせるよう、様々な取組や健康に関する正しい理解の促進が計画的に進捗しています。今後も支援体制等の充実に一層努めていきます。

女性の健康づくりの拠点である「女性健康支援センター」において、女性特有の健康について意識した事業を行うなど、女性の生涯を通じた健康づくりについて啓発・支援が順調に進捗しています。今後とも、積極的に取り組んでいきます。

施策の方向：（10）生涯を通じた男女の健康づくり支援

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査 **健康推進課**	①区民一般健康診査：84,927人 ②国保特定健康診査・特定保健指導：44,736人 ③後期高齢者医療健康診査：27,164人 ④健康づくり協力店：526店舗 ⑤がん検診：113,611人（胃、大腸、肺、乳、子宮、前立腺、喉頭） ⑥成人歯科検診：3,751人 ⑦在宅高齢者食生活支援事業：4回58名（男性3名） ⑧一般高齢者向け介護予防事業：元気シニアの栄養講座13回200名（男性101名）	①②③⑤⑥については受診勧奨方法を改善して実施しました。 ④については、毎年15店舗拡大をしています。 ⑦については、ネットワーク会議（年4回）や講習会の実施、また情報紙を年3回発行しました。 ⑧については、元気シニアの栄養講座を各センターで実施しました。	①区民一般健康診査については、平成24年度受診者は84,062人で、865人増加しましたが、⑤がん検診については、平成24年度受診者は113,988人で、377人減少しました。また、⑥成人歯科検診についても平成24年度受診者数は3,779人で28人減少しました。 一方で、介護予防事業の参加者の半数は男性で、また、情報紙も男女を問わず広く読んでもらうことができました。	A	A	A	A	男女を問わず、すべての区民が生涯を通じ健康に過ごせるよう様々な取組を行っています。 今後も支援体制の充実に努めていきます。
		国保特定健康診査・特定保健指導 **健康推進課**								
		後期高齢者医療健康診査 **健康推進課**								
		健康づくり協力店の充実 **健康推進課**								
		がん検診 **健康推進課**								
		成人歯科検診 **健康推進課**								
		在宅高齢者食生活支援（再掲23） **健康推進課**								
		一般高齢者向け介護予防事業（再掲23） **健康推進課**								

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育（女性健康セミナー） **健康推進課**	①女性健康支援センター健康教育：76回、2,314人 ②女性の健康学習支援（図書貸出）：340冊 ③プレママ栄養講座：33回、501人 ④女性健康支援センターの専門相談件数（何でも相談・専門相談）：延べ742人 ⑤女性健康支援センター自助グループ育成支援：48回、388人 ⑥乳がん生活ガイドをホームページに掲載 ⑦こんにちは赤ちゃん事業：1,256件 ⑧新生児訪問指導：3,534件	①～⑥については、事業対象が主に女性であるため、女性の特有の健康について、性差を意識した内容で、かつ、女性の視点を意識した事業企画を行い、利用しやすいような配慮をしました。アンケート結果を次の事業に生かしました。男性に対しても女性の健康についての知識を持ってもらい、女性のライフデザインを支援するよう啓発を行うために、大学での講義や大学祭参加などの場面を利用して積極的に啓発や情報発信を行いました。⑦、⑧については、赤ちゃんがいる家庭に訪問し、母子及び家族の心身の状況や養育環境を把握し、適切な支援を行います。	①～⑥について、女性の健康についての啓発に積極的に取り組むことができました。特に、児童館での出張健康教育を新規で行うなどし、健康教育の参加者が大幅に増加したことは、大いに評価しています。 ⑦、⑧については、平成25年度は専門職が未訪問の家庭を対象として、子育てサポーターが訪問する形にしたことにより、支援を必要とする家庭を把握した際に、専門職による訪問へつなげる機会を増やすことができました。	B+	B+	B+	A	女性特有の健康について意識した事業を行うなど、女性の生涯を通じた健康づくりについて啓発・支援が順調に進捗しています。 今後も、積極的に取り組んでいきます。
		女性の健康学習支援 **健康推進課**								
		プレママ栄養講座 **健康推進課**								
		女性健康支援センターの専門相談（女性のための健康何でも相談・専門相談） **健康推進課**								
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援 **健康推進課**								
		女性のがんに関する情報提供 **健康推進課**								
		こんにちは赤ちゃん事業 **健康推進課**								
		新生児訪問指導（産後うつ対応の充実） **健康推進課**								
27	健康に関する正しい理解の促進	HIV抗体等検査・相談 **予防対策課**	酒害ミーティング実施回数[36回、参加実人数43人：男20人、女23人]・HIV抗体検査実施[20回、実254件]・梅毒、性器クラミジア検査実施[延480件・電話・来所相談 延931件]・講演会開催][6回参加596人]・大学での講義[1回59人]・大学祭[5か所]、健康ネット博、区政PRコーナーで普及啓発実施	大学祭への参加が1校増え、また、健康教育（講演会等）では高校からの依頼が増え、アンケートなども好評を得ました。性感染症予防の普及啓発活動に関しては、身体の性差を知識として伝えたうえで、社会的には男女平等であることも伝えるよう心がけました。大学での健康教育では、男女社会参画課と女性健康支援センターと合同で講義を実施し相乗効果があったものと考えます。 **●前年度二次評価への対応状況** 健康教育では、性別や年齢などに偏りがないよう配慮して普及啓発に取り組んでいます。今後も区民に対して早期の啓発を行うことで、性・健康についての正しい知識と理解の促進と適切なサポートがなされるよう、事業に取り組んでいきます。		A	A	A	A	引き続き、健康に関する正しい理解の促進と適切なサポートについて、計画的に取り組んでいきます。
		酒害（アルコール）ミーティングによる支援の推進 **予防対策課**								
		エイズ予防講演会 **予防対策課**								
		性感染症に関する啓発 **予防対策課**								
		学校における性教育の推進 **指導室**	・健康教育に関わる研修：2回 ・薬物乱用防止教室の実施率：100%	生活指導主任会での健康教育及び性教育の重要性について、周知を図りました。	体育・保健体育での指導計画に基づき、意図的・計画的な指導が行えました。	A	A	A		
		薬物乱用防止に関する啓発 **生活衛生課**	薬物乱用防止啓発ポスター・標語による啓発活動の実施（区民まつり・各地域センター）	区民まつり及び各地域センターにおいて、中学生より募集した啓発ポスター・標語の入選作品を掲示しました。	予定どおり実施し、広く区民に啓発できました。	A	A	A		

めざす姿3　男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

二次評価：B+

男女がともに仕事と家庭の両立できる社会環境の実現をめざし、各所管課では、啓発・普及や施設やサービスの充実、相談支援など多様な事業を展開しています。今後も区民ニーズを的確に捉え、効果的に取組を進めていきます。
固定的役割分担意識の解消につながるセミナーの実施や啓発・広報は順調に進められていますが、防災、環境・リサイクル、ボランティア活動など地域におけるあらゆる分野の団体運営や活動の進め方においても、男女共同参画の視点を心がけながら促進できるよう取組んでいきます。
女性が働き続けられない状況や「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識の解消という点では、我が国の社会は先進国の中でも立ち遅れているという実態があるため、各課において、一段と実効性のある取組を検討していきます。

課題8：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進

二次評価：B

各所管課では、多様な方法で意識啓発に向けた取組を進めています。特に、「いたばし good balance会社賞」においては、男女社会参画課は、産業振興課や関係機関と広報活動を含めて連携するなど、新たな工夫により実施しました。
「はたいく」の講座も着実に成果を積み上げています。しかし、ワーク・ライフ・バランスの取組は社会全体に浸透しているとはまだまだ言い難いため、今後も、関係機関等との連携方法を模索しながら、区民や事業者に向けて効果的にワーク・ライフ・バランスの意義を広められるよう、工夫を続けていきます。

施策の方向：（11）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

取組			取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及		男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施 **男女社会参画課**	会社賞募集チラシ配付数［板橋法人会（6,000部）、板橋産業連合会（500部）、社労会板橋支部（200部）、東京商工会議所板橋支部（100部）、その他区内施設等（1,200部）］	「いたばし good balance 会社賞」表彰式を産業見本市で開催することで、見本市来場企業にも取組の必要性を周知することができました。 **●前年度二次評価への対応状況** 「会社賞」の募集にあたり、板橋産業連合会や東京商工会議所等、複数の関係機関と連携することで、新たな対象へ直接情報提供を行うことができました。		A	B+	B+	B+	各所管課では、多様な方法で意識啓発に向けた取組を進めています。特に、「いたばし good balance 会社賞」の実施にあたっては、広報活動を含めて関係機関や産業振興課と連携するなど、新たな工夫で行いました。 はたいくカフェも活発に活動しています。 今後も、関係機関等との連携方法を模索しながら、区民や事業者に向けて効果的に意識啓発を進めていきます。
			産業連合会等との連携による啓発の検討 **男女社会参画課**								
			働くことと育児を考える学習 **生涯学習課**	・企画運営会議:6回8名 ・講座「働く？育児！～我が家のワークライフスタイル」:4回、32名 ・はたいくカフェ:12回、72名 ・冊子『はたいくキャリア～仕事と結婚と子育てと～』発行	・企画運営会議については公募のメンバーによる講座の企画を行いました。 ・講座については講師を交えた話し合い学習を行いました。 ・冊子の発行については、若者のキャリアデザインを支援するため、これまでの講座の受講者が自分たちの経験を綴りました。	育児期の女性が働くことは社会の状況と連動していることを認識し、講座での出会いを通して、次世代のために社会を変えていこうとする機運が高まりました。 また、7年間の事業の成果を冊子にまとめ、希望者にはWEBで提供するとともに、区内大学のキャリアセンター等で活用してもらうように働きかけを行いました。	A	B+	A		

課題9：育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

二次評価
B

企業への「動機づけ」のための情報発信が、実際の「環境整備」につながるよう、関係課は関係機関との連携方法を工夫し、より効果的な広報活動や実効性のある取組を進めます。特に情報誌については、区民に分かりやすく伝えるとともに、実際に手に取り、見てもらうことが重要であるため、区施設での配架のみならず、多くの区民に見てもらえる具体的な方法を工夫・検討していきます。

今後も、産業融資制度の利子補給などのインセンティブを活用して、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業が増えるよう、事業展開を進めていきます。

施策の方向：（12）ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度	総合	二次評価	
29	職場の環境整備に向けた支援	ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 **男女社会参画課**	・あいしてぃ6号[2,000部] ・センターだより19号[5,000部]	「いたばし good balance 会社賞」の募集や表彰企業紹介のチラシの活用や課で発信する各種啓発紙に特集記事を掲載するなど、様々な対象に向けて積極的に情報提供を行いました。 **●前年度二次評価への対応状況** 板橋法人会と連携することで、加盟企業にチラシを配布する等、新たな対象へ情報提供を行うことができました。		A	B+	B+	B+	企業への「動機づけ」のための情報発信が、実際の「環境整備」につながるよう、関係課は関係機関との連携方法を工夫し、より効果的な広報活動や実効性のある取組を進めていきます。
		社会保険労務士による経営相談 **（公財）産業振興公社**	・経営相談件数[14件] ・産業融資の申請時や経営相談等の相談時における情報コーナーを利用した情報提供	相談を希望する企業に社会保険労務士を派遣する経営相談の中で、必要に応じてワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行いました。 **●前年度二次評価への対応状況** 一般事業主行動計画やワーク・ライフ・バランスの推進に向け、企業が社会保険労務士の派遣事業を受けやすいよう積極的に周知や紹介を行いました。		B+	B	B+		
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 **産業振興課** **（公財）産業振興公社**								

施策の方向：（13）ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

30	推進企業・事業所に対する顕彰	推進事業者表彰 **男女社会参画課**	①いたばし good balance 会社賞（表彰企業数3社） ②表彰企業紹介リーフレット作成	①「会社賞」では産業振興公社と連携し、いたばし産業見本市会場で表彰式を行いました。募集に際し、法人会の協力を得て、広く区内企業にPRしました。 ②表彰企業3社の取組内容をコンパクトにまとめたカラーリーフレットでPRしました。	3社の先進事業者を産業見本市会場において表彰することで、各事業所の取組内容を来場企業に向けて広くアピールすることができました。	A	B+	B+	B+	産業見本市での表彰は、区内企業に対してワーク・ライフ・バランスのPRが効果的に行われる契機になったものと思われます。 今後も、産業融資制度の利子補給優遇などのインセンティブを活用して、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業が増えるような事業展開を進めていきます。
		推進事業者先進事例集作成 **男女社会参画課**								
		産業融資制度における利子補給優遇 **産業振興課**	該当件数：2件（①一般事業主行動計画策定企業1件、②いたばし good balance会社賞受賞企業1件）	産業融資制度を利用する中小企業者のうち、①一般事業主行動計画策定企業、②いたばしgood balance会社賞受賞企業に対し、利子補給割合を1割優遇加算しています。パンフレットを区内金融機関に配布するなど、制度周知を行いました。	利子補給の優遇加算を受けられるというインセンティブが功を奏し、一般事業主行動計画を策定した企業が1社ありました。産業融資制度における利子補給優遇制度は、融資利率が低廉であることと併せて借主の負担軽減に役立っています。	B+	B+	B+		

課題10 :子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

二次評価
B+

待機児対策に注力すればするほど保育需要が掘り起こされるために待機児解消こそ達成はされていませんが、保育サービスの定員拡大や放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供することにより、子どもを安心して育てられる環境整備が着実に進められています。子ども・子育て支援新制度のもとで多様な形態で環境整備が進む中、今後も、区民ニーズを的確に捕捉し、より利用しやすい制度づくり等に努めていきます。

高齢者や障がい者を地域全体で支え、家族を支援するサービスも様々な形で展開されています。相談・セミナー・緊急保護の実施など介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助として機能する取組を引き続き推進していくとともに、男女がともに仕事と家庭の両立が可能な社会環境の実現をめざし、福祉サービス等の一層の充実に努めていきます。

取組			取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	二次評価
31	保育サービスの整備		保育園の整備 **保育サービス課**	・私立保育園1園開設、区立保育園2園民営化、認証保育所1園開設、板橋スマート保育20園開設（14園新設、6園移行）などの準備を進め、平成26年4月1日現在の前年度比較で477人の定員を確保 ・新設した私立保育園が病後児保育及び一時保育を新たに開始 ・私立保育園における延長保育の実施園数も3園増加	第二期保育計画の見直しにより設定した定員増加目標数250人（平成24年4月2日から平成26年4月1日までの2年間の定員増加目標数500人）や平成25年4月1日現在の待機児童数417人を上回る477人の定員増を果たすことができました。 **●前年度二次評価への対応状況** 平成26年4月に向けて、私立保育園1園新設、区立保育園2園民営化、認証保育所1園新設、板橋スマート保育20園新設（14園新設、6園移行）などの準備を進めました。		B+	B+	B+	B+	保育需要の掘り起こしにより待機児ゼロこそ達成されていませんが、保育サービスの定員拡大により子どもを安心して育てられる環境整備が着実に進められています。また、様々な保育需要に対応した事業を行い、男女の社会参画に寄与しています。 今後とも、区民ニーズを的確にとらえ、より利用しやすい制度づくり等に努めていきます。
			認証保育所の整備 **保育サービス課**								
			認定こども園の設置 **保育サービス課**								
			延長保育の拡充 **保育サービス課**								
			家庭福祉員 **保育サービス課**								
			病後児保育 **保育サービス課**								
			病児保育 **保育サービス課**								
			要支援児保育 **保育サービス課**								
			一時保育 **保育サービス課**								
			板橋スマート保育の設置 **子育ち戦略・待機児担当課**	・20園開設（平成26年4月） ・新設14園 ・認可外保育施設6園移行	民間の空き施設（テナントやマンションの一室など）や区の空き施設を活用しました。	待機児童の多い地域への機動的な整備が可能となるスマート保育の整備数は都内最大規模です。	A	A	A		
			ファミリー・サポート・センター事業 **子ども家庭支援センター**	・ファミリー・サポート・センター事業：2853人・14,590件（24,070時間） ・育児支援ヘルパー：132人（1,855時間） ・ショートステイ（宿泊）：90人（延べ368日） ・ショートステイ（日帰）：156人（延べ758日） ・トワイライトステイ：72人（延べ230日）	ファミリー・サポート・センター事業の利用要件を小学校3年生の3月末日まで利用可能と変更しました。また、障がいのある児童で、小学3年生までに利用していた児童については、12歳まで利用可能と変更しました。	ファミリー・サポート・センター事業においては、利用要件を変更するにあたり、男性・女性双方の援助会員から広く意見を募りながら改正するなど、ライフスタイルに対応した子育て支援に取り組みました。	B+	B+	B+		
			育児支援ヘルパー **子ども家庭支援センター**								
			ショートステイ **子ども家庭支援センター**								
			トワイライトステイ **子ども家庭支援センター**								
			預かり保育 **学務課**	私立幼稚園34園中33園で実施。うち4園が通年実施 ・受入日数：5,669日 ・延べ利用者数：136,559人	預かり保育を行った私立幼稚園に対し、当該事業にかかる維持管理運営経費の一部を補助しました。	実施園に対し補助を行うことにより、保護者の育児負担の軽減と女性の社会参画の機会の確保が図られました。	B	B+	B		

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
32	子どもの居場所整備	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進 **学校地域連携担当課**	あいキッズ利用: 延686,136人 登録率:97% いきいき寺子屋プラン（1,391回） 利用:91,672人	あいキッズでは、放課後の子どもたちに学校敷地内の専用室と学校施設の有効活用で安心・安全な居場所の提供と健やかな成長の支援を行いました。寺子屋事業は土・日曜や放課後の居場所づくりとして、PTAやボランティアによる学校開放協力会が区の委託で実施しています。 ●<u>前年度二次評価への対応状況</u> 平成26年4月から新たに10校があいキッズ実施校になります。寺子屋プランは寺子屋会議を年3回に増やし、寺子屋同士の交流を深めます。		B+	B+	B+	B+	国が平成27年度から5年間で学童クラブの定員を30万人拡充すると打ち出す中、平成27年度に学童登録と一般登録の区分をなくした新あいキッズを区立全小学校で展開していきます。子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供することにより、女性の社会進出を促進していきます。併せて、男性の育児参加を推進する事業展開など、家庭生活と職業生活の両立のための支援も引き続き、着実に進めていきます。子ども・子育て支援新制度のもと施設の担う役割等の変化を踏まえつつ、今後とも子どもの居場所づくりに努めていきます。
		いきいき寺子屋の拡充 **学校地域連携担当課**								
		児童館子育ちサポート **子ども政策課**	・子育ちサポート登録者:3,493名（※H26.3月末現在） ・学童クラブ入会者数:3,197名（※H25.4.1現在） ・すくすくサロン利用者数149,022名 ・幼児ふれあいひろば利用者数:217,785名、のびのびひろば利用者数:25,434名 ・母親教室参加者:23,894名	乳幼児親子に対しては、児童館に専用室の「すくすくサロン」の設置、子育て支援として「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」「母親教室」事業を行っています。また、児童に対しては、「学童クラブ」での受け入れ、それを補完する児童館での「子育ちサポート」事業を通じて、子どもの居場所を確保しています。	児童館で実施している各事業の年間利用者数は、概ね順調に推移しており、学童クラブの待機児童数は31名であり、前年の63名と比較し、32名減少しました。児童館については、子どもの遊び場としての役割を転換していく方向であり、また学童クラブの待機児については、定員を設けない「あいキッズ」の実施により平成27年度に解消予定です。	B	B	B		
		学童クラブでの児童受入 **子ども政策課**								
		乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」 **子ども政策課**								
		子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」 **子ども政策課**								
		母親教室 **子ども政策課**								
		ファミリー・サポート・センター事業（再掲31） **子ども家庭支援センター**	・ファミリー・サポート・センター事業:2853人・14,590件（24,070時間） ・いたばし0・1・2ひろば:14,697名利用 ・なります0・1・2ひろば:10,084名利用 ・森のサロン:13,979名利用 ・子育て支援者養成システム:3級課程61名修了、2級課程36名修了 ・「すくすく」:年1回4,000部発行 ・子育て支援者グループの交流（すくすくまつり）:17団体参加	・いたばし0・1・2ひろばでは、平成24年7月から男性の育児参加を推進するため、「パパの日」を実施しています。口コミ等で広がり、男性の利用者は増加傾向にあります。 ・森のサロンでは、大学と連携し、地域の子育て拠点として男女双方が参加しやすいよう、様々な事業を開催しています。	・ひろば事業では、「パパの日」や森のサロンでの野外活動などにより男性利用者も増加傾向にあり、男女がともに子育てに関わる環境を整備しています。	B+	B+	B+		
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」 **子ども家庭支援センター**								
		子育て支援者養成システム **子ども家庭支援センター**								
		子育て通信「すくすく」 **子ども家庭支援センター**								
		子育て支援者グループの交流 **子ども家庭支援センター**								
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」 **子ども家庭支援センター**								

施策の方向：（15）子育てに関する相談支援

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実 **保育サービス課**	育児相談実績：117件	区立保育園で、子育てに関する悩みや相談に、園長や看護師などがアドバイスを行い、保護者に対する支援を行っています。	核家族化が進む中、通園していない園児についても相談を受け、子育てに悩む保護者の支援窓口として機能することができました。	B+	B+	B+	B+	働きながら子育てに悩む保護者への支援や、地域での子育て相談の充実により子育ての孤立化を防ぐなど、様々な形での相談支援体制が整っています。 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できるよう、年代や家庭環境に合わせた適切な相談体制の充実をめざしていきます。
		すくすくサロン相談 **子ども政策課**	平成25年度すくすくサロン利用者数：10館、149,022名	利用者の相談に対し、児童館職員が子育ての孤立化の防止、不安感の軽減を図っています。	地域における身近な相談窓口として機能していると捉えています。	B	B	B		
		子どもなんでも相談 **子ども家庭支援センター** すくすくサロン相談 **子ども家庭支援センター** 地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」（再掲32） **子ども家庭支援センター** 地域子育て支援拠点事業「森のサロン」（再掲32） **子ども家庭支援センター**	・開設日数：293日／年 ・相談対応件数：22,060件（1日平均75.3件　内訳：電話13,576件、面接868件、訪問4,377件、その他3,239件）	・すくすくサロン相談は、子ども政策課に統合して実施しました。 ・18歳未満の児童とその保護者等の相談を「子どもなんでも相談」として一義的に受け、必要に応じ専門機関を紹介しています。	子育てに関する不安や、児童自身の悩みに関する相談を虐待防止の観点に立って実施し、電話・面接・訪問等に加え、必要に応じて専門機関との連携を行い、迅速な対応や、早期解決をめざすことで、子育て家庭を支援しています。	A	B+	A		
		こんにちは赤ちゃん事業（再掲26） **健康推進課** 新生児訪問指導（産後うつ対応の充実）（再掲26） **健康推進課** 離乳食訪問お助け隊事業 **健康推進課**	・こんにちは赤ちゃん事業：1,256件 ・新生児訪問指導：3,538件 ・離乳食訪問お助け隊事業：202件	赤ちゃんがいる家庭に訪問し、母子や家族の心身の状況や養育環境を把握し支援を行いました。 離乳食訪問お助け隊では、訪問相談により離乳食に悩みを抱える保護者の支援を行いました。	支援を必要とする家庭を把握した際に、専門職による訪問へとつなげる機会を増やすことができました。 離乳食訪問お助け隊事業についても、事業実績を増やすことができました。	A	B+	B+		

施策の方向：（16）高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充（再掲23） **おとしより保健福祉センター** 認知症家族支援プログラム **おとしより保健福祉センター** 認知症高齢者援護事業 **おとしより保健福祉センター** 地域ボランティア養成事業 **おとしより保健福祉センター** 介護実習普及センター運営 **おとしより保健福祉センター** 高齢者虐待専門相談室運営 **おとしより保健福祉センター**	・認知症家族支援プログラム参加者延208人（男39人、女169人） ・認知症サポーター養成講座参加者延2,563人（男803人、女1,760人） ・地域ボランティア養成講座：21回、参加者延153人、養成人数38人（男8人、女30人） ・介護実習普及センター運営　区民向け講座：40回参加者延303人　（うち介護講座参加者延205人　男24人、女181人）事業者向け講座：13回、参加者延633人	・自助具ボランティア養成講座では、比較的男性の参加が得られやすい自助具の作製を通した自助具の普及啓発を図る内容としています。 ・介護実習普及センター区民向け講座では、土曜日に介護講座を行うなど参加しやすさに配慮しています。 ・高齢者虐待相談の対応として、相談を行いやすいように、対応職員の性別を配慮しました。	介護は地域社会全体で支えるという考えのもとで事業を実施しています。平成25年度も、男性・女性の区別なく参加しやすい日程や内容となるように行いました。	A	A	A	B+	高齢者や障がい者を地域全体で支え、家族を支援するサービスが、様々な形で展開されています。 引き続き、相談・セミナー・緊急保護の実施など介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助として機能する事業や、男女平等参画関係のチラシ類を見やすい場所に掲示するなどの男女平等推進に向けた取組を推進していきます。

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度	総合	二次評価	
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	障がい者相談支援体制の拡充 **障がい者福祉課**	・相談支援事業所：16か所(7か所増加) ・相談支援事業所実務担当者連絡会：11回 ・緊急保護：利用登録者507名、延べ利用日数1,312日、延べ利用泊数713泊 ・障がい者福祉センター相談件数(介護)：118件 ・介護セミナー：58名参加	相談支援事業所のサービス等利用計画作成の推進や、実務担当者会により、相談支援の質の向上に努めました。緊急保護施設の運営では、障がい者（児）が介護者の入院等で介護を受けることが困難になった場合に施設で介護を行いました。セミナーでは、情報提供を行いました。	相談・セミナー・緊急保護の実施により介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助として機能しています。特定の家族に負担が偏りがちである介護について、男女平等の視点から考えてもらえるよう、男女平等参画関係のチラシ類を、見やすい場所に掲示しました。	A	B+	A	B+	前頁と同じ (高齢者や障がい者を地域全体で支え、家族を支援するサービスが、様々な形で展開されています。 引き続き、相談・セミナー・緊急保護の実施など介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助として機能する事業や、男女平等参画関係のチラシ類を見やすい場所に掲示するなどの男女平等推進に向けた取組を推進していきます。
		障がい者緊急保護施設の運営 **障がい者福祉課**								
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー **障がい者福祉課**								
		福祉総合相談（再掲21） **福祉事務所**	相談件数：34,845件	福祉に関するあらゆる相談	相談者の問題解決に貢献しました。	A	A	A		

課題11：男女がともに家庭生活を担うための支援

二次評価：B

固定的役割分担意識の解消につながるセミナーの実施等、啓発・広報が順調に進められています。特定の家族に負担が偏りがちである介護については、知識・理解を深めることで、男女平等に対する意識改革に寄与することができました。しかし、我が国の男性が家事労働に充てる時間（女性の1日約5時間に対し1時間2分）がOECD加盟国中で最低レベルにあることからも、今後とも、男女が協力して家庭生活を担う社会づくりに向けた取組を展開していくことが必要です。

施策の方向：（17）男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度	総合	二次評価	
35	意識啓発に向けた支援	男性の意識向上のための講座等の実施 **男女社会参画課**	・育休ママ・育休パパのための職場復帰セミナー［参加者27名］ ・家事シェア講座［参加者28名］	男女平等参画セミナーの枠組の中で、①「育休ママ・育休パパのための職場復帰セミナー」②「家事シェア講座」を実施しました。①は、仕事と育児の両立に対して漠然と感じている不安を取り除くための実践的内容で、参加者には高い満足度が得られたと大変好評でした。②は、男性が楽しんで家事参加できるコツを学ぶ内容とするなど工夫を凝らしました。 **●前年度二次評価への対応状況** 固定的役割分担意識の解消につながる、男性の家事参加を促すセミナーを実施することができました。		A	B+	B+	B+	固定的役割分担意識の解消につながるセミナーの実施等、啓発・広報が順調に進められています。 特定の家族に負担が偏りがちである介護については、知識・理解を深めることで、男女平等に対する意識改革に寄与することができました。 今後とも、男女が協力して家庭生活を担えるよう取組を展開していきます。
		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施 **男女社会参画課**								
		ロールモデルの発掘・活用 **男女社会参画課**								
		育児・介護休業制度の普及・啓発 **男女社会参画課**								
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー（再掲34） **障がい者福祉課**	介護セミナー：58名参加	介護に関する理解や不安等を共有することで、男女問わず協力して介護に携わっていけるような機会を提供しています。	セミナーの開催にあたり、広く区民に情報が提供できるよう工夫しました。 特定の家族に負担が偏りがちである介護について、知識・理解を深めてもらうことで、男女平等に対する意識改革に寄与できました。	A	A	A		

課題12：男女がともに地域活動に参画するための支援

二次評価
A

防災リーダーに占める女性の比率が約44%となっており参画支援は順調に進捗しています。また、町会・自治会関係の事業やNPOボランティア活動推進についても男女を問わず参加できるよう工夫がなされ、女性の参加が進んでいます。今後は、参加の裾野が広がりを見せている女性の中から、各団体・組織の中枢的役割を担う人材がより多く輩出されるよう、支援していくことが望まれます。

防災活動や環境美化は地元に根差した活動であるため、集まって顔が見える関係で知恵を出し合い、互いに協力していくことが大切です。防災、環境・リサイクル、ボランティア活動など地域のあらゆる分野の組織の運営や活動の進め方においても、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけ、取組や啓発を促進していきます。

施策の方向：（18）地域活動への参画促進

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	二次評価
36	地域活動への参画支援	防災活動を行う組織への参画支援 **住民防災支援課**	・防災リーダー養成数[3,898人] ・女性防災リーダー数[1,711人] ・全防災リーダーに占める女性比率[43.9%]	防災リーダーに占める女性の比率が約44%となっており、「地域活動への参画支援」が順調であると言えます。 **●前年度二次評価への対応状況** 区民防災大学では、引き続き、災害時には性別を問わずに求められる防災リーダーとしての役割を伝える一方で、状況に応じて求められる男女の視点についても意識をして取り組みました。今後も、継続的に男女比の均衡が保てるよう、各町会・自治会へ呼びかけを行い、区民に対しても広く周知・啓発を行っていきます。		A	A	A	A	防災リーダーに占める女性の比率が約44%となっており、参画支援は順調に進捗しています。 町会・自治会関係の事業やNPOボランティア活動推進についても男女を問わず参加できるよう工夫がなされ、女性の参加が進んでいます。 今後も男女共同参画の視点を心がけながら、広く区民に周知し、地域活動への参加や主体的な参画を促進していきます。
		町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助 **地域振興課**	①町会連合会主催講演会（674名参加）に経費を補助 ②各支部主催研修に経費を補助（5支部に補助） ③個人登録ボランティア：602人中女性410人（68%）	①町会・自治会関係者を対象に講演会を実施しました。 ②各支部にて防災や環境学習等の施設で研修会を実施しました。 ③いたばしボランティア・NPOガイドマップを発行し、女性や若年層にも見やすいよう配慮しました。	①②男女を問わず参加できるよう、工夫を凝らしながら実施しました。研修会の実施により交流の機会を創出し、地域活動への参加促進に役立てています。 ③個人登録ボランティアにおける女性の比率は、平成24年度の66%から68%へと向上しており、女性によるボランティア活動への参加が進んでいます。	A	A	A		
		ボランティア情報の提供 **地域振興課**								
		NPOボランティア活動の活性化、協働推進 **地域振興課**								
		町会・自治会への参加促進 **地域振興課**								
		リサイクル推進員 **清掃リサイクル課**	・リサイクル推進員：568人 ・研修会：各地域2回開催 ・生ごみからたい肥作り講習会：5回実施 ・集団回収実施団体：845団体	・清掃事業やリサイクルについて学習しました。 ・生ごみからたい肥を作る方法を学びました。 ・資源の集団回収を実施しました。	いずれの事業も性別に関係なく、男女がともに協力しあって実施することができました。	A	A	A		
		環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進 **清掃リサイクル課**								
		男女平等参画の視点を取り入れた避難所の整備 **防災計画推進課**	エアーマット8,000枚配備	妊婦等も直に床に座って過ごさずに済むよう、各避難所にエアーマットを配備しました。	男女が同じ避難所で過ごせるよう、工夫しました。また、配備については計画どおり達成することができました。	B	B+	B+		

めざす姿4　男女の平等と人権が尊重される社会

二次評価：B+

幅広い年代層への普及・啓発、実践的なセミナー実施、関係者に対する理解促進など効果的に取組が進められていますが、若い頃からの教育や啓発が特に重要です。デートDV等に関する中・高校生向けの予防教育については、関係課の連携により検討を進めることが必要です。一方で、区立小・中学校や板橋区医師会等との連携・協力により、加害者対応や被害者の早期発見も進んできています。

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者支援の中核として着実に支援体制が整備され、また、他の配偶者暴力相談支援センターとの情報共有による被害者支援の連携強化、DV担当者会の活用による被害者の心理的負担軽減につながる体制が整いました。DV被害者の生活再建に向けては、切れ目のない支援を行うべく、各所管課が適切な情報提供や手続きを行っており、DVと児童虐待の関係性の中で、子ども家庭支援センターと男女平等推進センターとの連携が進み、支援体制の強化も図られています。しかしながら、DVなど人権を脅かす事例は依然として後を絶たない状況にあるため、各関係機関との連携を強めながら、引き続き現在の方向性に沿って、各取組を進めていきます。

課題13：女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

二次評価：B+

大学祭や区民まつりの場を活用した幅広い年代層への普及・啓発、実践的なセミナー実施、関係者に対する理解促進と、効果的に取組が進められています。区立小・中学校においての人権教育の取組は、教職員の研修等を通じ、順調に進捗していますが、中・高校生等若年層向けのデートDV予防教育についても検討を進めるなど、引き続き、取組を推進していきます。

施策の方向:（19)女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	DV防止関係資料による情報提供 **男女社会参画課** セミナー等の実施 **男女社会参画課** いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施 **男女社会参画課**	・パープルリボンによる普及啓発 大学祭出展（区内5大学）来場者[1,507人] 区民まつり来場者[625人] ・DV防止セミナー参加者[10人] ・区民協働企画講座（デートDV）参加者[10名]	大学祭や区民まつりで、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンをPRして、幅広い年代層に普及・啓発を実施しました。実践的な内容でセミナーを実施するなど、若年層や新たな対象に情報が届くよう効果的に啓発活動に取り組みました。 **●前年度二次評価への対応状況** 大学祭出展校拡大に加え、区立学校の校長等への研修で、正しい知識と理解の促進に努めました。		A	A	A	A	大学祭や区民まつりの場を活用した幅広い年代層への普及・啓発、実践的なセミナー実施、関係者に対する理解促進と、効果的に取組が進められています。引き続き、内容の充実に努めます。
38	学校等と進める予防教育	区立小・中学校における人権教育の充実 **指導室**	・人権教育にかかわる研修：4回 ・教育委員会訪問時の指導助言：50回	研修で「人権教育」の内容を設定し、都及び区の指導資料を用いて、人権教育の充実を図りました。	研修会で教職員の理解向上を図ることができました。訪問時の指導・助言で、取組の促進を図ることができました。	A	A	A	B+	区立小・中学校の人権教育の取組は、教職員の研修等を通じ、順調に進んでいます。大学生に加えて、今後は高校生向けの予防教育についても検討していきます。
		高校・大学と協働した予防教育の検討・実施 **男女社会参画課**	大学祭出展(区内5大学)来場者：合計1,507人	大学生を対象に、デートDVの予防教育を実施しました。	大学祭を通じて、デートDV等について周知することができました。	A	B	B+		

課題14：DV被害者の立場に立った相談体制の構築

二次評価：A

区立小・中学校や板橋区医師会との連携等、新たな対象への普及啓発に努め、取組は順調に進められています。引き続き関係機関に協力を要請し、早期発見と対応に努めていきます。また、既存媒体以外の方法も模索し、情報を必要とする区民に情報が届くよう工夫できないか検討を進めます。DV被害者支援の中核を担う配偶者暴力相談支援センターとして、着実に支援体制が整備されてきていますが、引き続き、関係課との連携を強化し、被害者支援の充実に努めます。

施策の方向:（20)早期発見へ向けた仕組みづくり

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
39	通報に関する情報の周知	通報制度の周知 **男女社会参画課** 民生委員、医師会等関係機関との連携 **男女社会参画課**	・区立小・中学校校長、副校長に向けた研修実施[中学校23校、・小学校53校] ・板橋区内医療機関等[380機関]	子ども（学校）を介してDV加害者の追跡が多い実情から、校長・副校長を対象に、区の支援体制と加害者への対応、通報の必要性について研修を実施しました。 **●前年度二次評価への対応状況** 板橋区医師会との連携により、区内医療機関でリーフレット配布によるDV被害の「早期発見」と「通報制度」を周知しました。		A	A	A	A	区立小・中学校や板橋区医師会との連携など、新たな対象への普及啓発に努め、取組を順調に進めています。引き続き協力を要請し、早期発見と対応に努めます。

施策の方向:（21）DV相談体制の強化・充実

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知 **男女社会参画課**	あいしてぃ(No.7：発行部数：2000)、板橋区こころと生活の相談窓口、子育て情報ブック他	他課作成の相談案内に当該業務を掲載してもらうなど、幅広い対象者あてに周知しました。	課を横断し情報発信をすることで、区民のみならず職員に向けた啓発も進めることができました。	A	A	A	B+	関係機関等への働きかけなど、既存媒体以外の方法も模索しながら必要とする区民に情報が届くよう、検討を進めます。
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVに関する専門相談 **男女社会参画課**	・DV専門相談[194件] ・総合相談における「DV相談」[312件/1,262件]	相談により知り得た被害の状況、重大さに応じて各福祉事務所の婦人相談員と連携し、きめ細かな支援につなげるなど、本人の意向を尊重した相談業務を行うことができました。 **●前年度二次評価への対応状況** 「DV被害者情報の共有」等、課題の解決に向けて庁内連携を取りながら、DV被害者の立場に立った取組を進めました。		A	A	A	A	DV支援の中核を担うセンターとして、着実に支援体制が整備されてきています。引き続き、関係課との連携を強化し、被害者支援の充実に努めます。
		福祉事務所等との連携強化 **男女社会参画課**								
		DVに関する専門相談 **福祉事務所**	相談件数：390件	婦人相談員により実施しました。	相談者の問題解決に貢献しました。	A	A	A		
		「高齢者虐待防止窓口」、「障がい者虐待防止窓口」等との連携 **男女社会参画課**	―	DV相談を通じ、高齢者虐待窓口(おとセン)と連携しました。	連携により、認知症によるDV加害者相談についてスムーズに対応できました。	A	A	A		

課題15：緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

二次評価：B+

個別の事情に配慮しながら適切な支援ができています。警察・女性相談センター等関係機関と連携し、被害者の安全・安心を最優先に被害者の意向を尊重した支援が行われています。今後も、加害者の追跡が及ばないよう、DV被害者の安全確保のための取組をしっかりと継続していきます。
また、他の配偶者暴力相談支援センターとの情報共有により、被害者支援に向けた連携強化を進めます。

施策の方向:（22）DV被害者の一時保護

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度		二次評価	
42	緊急時の保護体制整備	母子緊急一時保護事業 **子ども政策課**	・一時保護世帯数[17件、人数26人、利用日数86日 、延べ日数131日]	夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、一時的に区内の母子生活支援施設に保護しています。相談から保護に至るまで、個別の事情に配慮しながら、利用者の安全確保や自立に向けた適切な支援をすることができました。 **●前年度二次評価への対応状況** 関係者及び関係機関と連携を図り、DV被害者の個別事情を勘案しながら、適切な支援を行いました。		B+	B+	B+	B+	個別の事情に配慮しながら適切な支援ができています。警察・女性相談センター等関係機関と連携し、被害者の安全・安心を最優先に被害者の意向を尊重した支援が行われています。 また、他の配偶者暴力相談支援センターとの情報共有により、被害者支援の連携が強化できました。 引き続き、状況と必要性に応じた安全な保護体制を推進していきます。
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 **福祉事務所**	・DV被害者保護件数[83件] ・母子緊急一時保護実績[17件、26人、日数86日、延べ日数131日]	DV被害者が緊急に保護を要する場合に、適当な居住地が定まるまで、支援しました。加害者からの追及の可能性があるケースも多く、警察・関係機関等と連携し、被害者の安全・安心を最優先に適切な対応をしました。 **●前年度二次評価への対応状況** 個別事情を十分把握し、被害者の意向を尊重して、適切な支援を行っています。		A	B+	B+		
		母子緊急一時保護事業 **福祉事務所**								
		DV被害者保護 **福祉事務所**								
		警察との連携強化 **福祉事務所**								
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 **男女社会参画課**	配偶者暴力相談支援センター連絡会議：1回	都(2センター)及び設置5区において情報の共有を実施しました。	情報・課題を共有することで連携体制がより強化されました。	A	A	A		

課題16：DV被害者が自立するための支援

二次評価
B+

連携強化のためのDV担当者会の活用で、課題共有が行われ、被害者の心理的負担軽減につながる体制が整備されました。DV被害者の生活再建に向け、切れ目のない支援を行うべく、各所管課は適切な情報提供や手続きを行っています。引き続き庁内で連携を図りながら、一人ひとりの状況に即した支援を行っていきます。
DVと児童虐待の関係性の中で、子ども家庭支援センターと男女平等平等推進センターとの連携が進んでおり、支援体制の強化が図られています。

施策の方向：(23)自立生活再建のための支援体制

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況		一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価理由	総合	寄与度	達成度		
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討 **男女社会参画課**	・DV担当者連絡会：2回 ・DV関係機関連絡会：2回	二次被害防止等を目的に連絡会構成員で作成したシートを活用しています。	被害者支援の課題を共有し、手続きの円滑化を促進することができました。	A	A	A	A	被害者の心理的負担軽減につながる体制が整備されました。引き続き、各課の連携を強化していきます。
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組 **男女社会参画課**	・DV担当者連絡会 ：2回 ・調査の実施	DV被害者情報の取扱いについて現状把握と関係課による課題の共有を実施しました。	「逗子ストーカー殺人」を契機に対応が求められているDV被害者情報の共有等について、DV担当者会を活用しタイムリーな検討・調査ができました。	A	A	A	A	DV担当者会の活用で課題共有が行われています。加害者の追跡が及ばないよう、DV被害者の安全確保のための取組を今後もしっかりと継続していきます。
45	生活再建に向けた支援	生活の支援 **福祉事務所**	DV被害者の生活の安定自立支援	生活保護適用・就労支援プログラムによる支援・DV被害者連絡会・母子相談連絡研究会等への出席などをしました。	DV被害者の自立支援に貢献しました。	A	A	A	B+	DV被害者の生活再建に向け、切れ目のない支援を行うべく、各所管課は適切な情報提供や手続きを行っています。 引き続き庁内で連携を図りながら、一人ひとりの状況に即した支援を行っていきます。
		就労に向けた支援 **福祉事務所**								
		連携会議 **福祉事務所**								
		就労に向けた支援 **男女社会参画課**	・各種相談業務（※相談員は産業カウンセラー） ・再就職支援セミナー：延べ17名参加 ・就労支援セミナー：24名参加	産業カウンセラーの資格を持つ相談員が対応にあたるとともに、別途実践的なセミナーも実施し、相談者の状況に応じた支援を行いました。	DVにより精神的的ケアが必要な相談者の、個々の段階に応じた就労支援を行うことができました。	A	A	A		
		被害者支援マニュアル **男女社会参画課**								
		連携会議 **男女社会参画課**								
		就労に向けた支援 **産業振興課**	キャリア・カウンセリング： 年102回 若年者向け就職支援セミナー： 年3回 女性のための就職支援セミナー： 年1回 ビジネスメーキャップ講座： 年1回 就職面接会： 年3回	若年者に対しては、いたばしサポートステーション事業や若年者向け就職支援セミナーを行っており、相談から就職まで一貫した支援ができるよう、施策を行っています。	キャリアカウンセリングや女性のためのセミナーの実施など男女社会参画を進めるための工夫がありましたが、全体的に参加者・相談者が減少しており、周知方法等の検討が必要であると考えています。	A	B	B+		
		住宅確保に向けた支援 **住宅政策課**	・都営住宅募集： 年間4～7回 ・区営住宅募集： 年1回	都営住宅等の情報提供及び応募方法を案内しました。	福祉事務所や男女平等推進センターと情報交換や連携して支援できました。	A	A	A		
		国保・年金制度による適切な情報提供 **国保年金課**	DV被害に関する公的証明書による国保加入相談件数：年間15件	応対面でプライバシー等の配慮をしています。	応対等適切な対応ができました。	A	A	A		

取　組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況		一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価理由	総合 寄与度	総合 達成度			
45	生活再建に向けた支援	就学の支援 **学務課**	・受付件数：40件 ・就学した児童・生徒数：58人	義務教育の学齢児童・生徒について、住民登録の有無にかかわらず状況に応じて、学校への就学を行っています。	関係機関と連絡を密にし、児童・生徒の保護を最優先に就学の支援事務を行っています。就学援助制度について案内をしました。	B+	B+	B+	B+	前頁と同じ（DV被害者の生活再建に向け、切れ目のない支援を行うべく、各所管課は適切な情報提供や手続きを行っています。 引き続き庁内で連携を図りながら、一人ひとりの状況に即した支援を行っていきます。）
		保育の支援 **保育サービス課**	―	DV被害を受けた親の子どもを多数の保育園で受け入れています。関連部署や児童相談所等と連携をして情報収集・情報交換を行いました。	DV被害を受けた親や児童には、園長をはじめ職員全員が丁寧な対応に努めています。育児に関する指導等も適時的確に行えるよう努めました。	A	A	A		
46	子どもへの継続的な支援	要保護児童対策地域協議会 **子ども家庭支援センター** 児童虐待防止ケアシステム研修会 **子ども家庭支援センター** 虐待防止支援訪問 **子ども家庭支援センター** 見守りサポート事業 **子ども家庭支援センター**	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議1回／年、実務者会議17回／年、個別ケース会議417回／年）・見守りサポート事業（12回／年）・ケアシステム研修会（2回／年）	要保護児童対策地域協議会では、関係機関との情報共有、支援の方向性の確認を行い、DV被害者と児童虐待の関係性の中でより連携を深めました。また、児童虐待ケアシステム研修会で、関係機関の相談対応力の強化を図りました。 虐待防止支援訪問では、虐待の予防、悪化の防止のために家庭訪問を実施しサービス調整等の支援を行いました。併せて、見守りサポート事業として児童相談所と連携し、総合的に支援を実施しています。 **●前年度二次評価への対応状況** 男女平等推進センターの相談業務との連携により早期発見等に努め、虐待の防止や悪化の予防につながるよう、支援の充実が進みました。	B+	B+	B+	B+	DVと児童虐待の関係性の中で男女平等平等推進センターとの連携が進んでおり、支援体制の強化が図られています。様々な支援体制を活用し、引き続き関係機関との相互連携の推進により、子どもの状況に応じた支援に取り組みます。

課題17：関係機関等との連携推進

二次評価：B+

関係機関との連携のもと、DV被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援を行っています。医師会とは、被害者の早期発見において連携が進められています。NPO等民間団体との連携についても検討していきます。
今後も、引き続き多様な関係機関が切れ目なく総合的に取り組めるよう、連携協力の推進を図ります。

施策の方向：（24）関係機関等との連携推進

取　組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況		一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価理由	総合 寄与度	総合 達成度			
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	DV担当者連絡会の充実 **男女社会参画課** 東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 **男女社会参画課** 警察、医師会等関係機関との連携 **男女社会参画課** NPO等民間団体との連携 **男女社会参画課**	・DV関係機関連絡会[2回] ・DV担当者連絡会[2回] ・東京都における配偶者暴力相談支援センター連絡会議[1回] ・DV関係機関事務打合せ（東京地裁・警視庁・配偶者暴力相談支援センター）[1回]	「DV担当者会」では、実践的な課題を共有し、「東京都における配偶者暴力相談支援センター連絡会議」や「DV関係機関事務打合せ」では保護命令制度の運用方法など支援センターが有する役割に伴う課題を共有するなど、支援の段階に応じた検討を行い、解決に向けた取組を進めました。 **●前年度二次評価への対応状況** 医師会とは、被害者の早期発見において連携を進めています。NPO等民間団体との連携については、今後の連携を勘案して、審議会の構成員にDV支援を進める民間団体選出の委員を位置づけました。	A	B+	B+	B+	関係機関との連携の下、DV被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援を行っています。今後も引き続き多様な関係機関が切れ目なく総合的に取り組めるよう、連携協力の推進を図ります。

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 **福祉事務所**	関係機関との連携による、DV被害者の安全確保母子緊急一時保護実績[17件、26人、日数86日、延べ日数131日]	警察・医療機関からの情報提供を受け被害者を保護したり、相談のみで、すぐに保護しないケースの場合警察に協力依頼したりしました。また、女性相談センターへ収容し保護しました。	DV被害者の安全確保に貢献しました。	A	A	A	B+	前頁と同じ（関係機関との連携の下、DV被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援を行っています。 今後も引き続き多様な関係機関が切れ目なく総合的に取り組めるよう、連携協力の推進を図ります。）
		警察、医師会等関係機関との連携 **福祉事務所**								
		NPO等民間団体との連携 **福祉事務所**								
		母子緊急一時保護事業（再掲42） **福祉事務所**								
		母子緊急一時保護事業（再掲42） **子ども政策課**	・一時保護世帯数：17件（人数26人 利用日数86日、延べ日数131日）	母子または女性が、夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、適当な施設に入所するまでの間、一時的に区内の母子支援施設に保護しています。	相談から保護に至るまで、個別の事情に配慮しながら、利用者の安全確保や自立に向けた適切な支援をすることができました。	B+	B+	B+		
		要保護児童対策地域協議会（再掲46） **子ども家庭支援センター**	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議：年1回、実務者会議：年17回、個別ケース会議：年417回） ・見守りサポート事業：年12回 ・ケアシステム研修会：年2回	児童福祉法第25条の2の規定により、要保護・要支援児童、特定妊婦の早期発見、支援の充実、関係機関の連携強化を図っています。	DV被害に遭った児童を含めた、要保護・要支援児童、特定妊婦を対象に要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別で行い、支援に関わる担当職員が顔の見える関係の中で情報交換、役割確認を行うことができました。	A	A	A		

課題18：人材育成の推進

二次評価：A

専門的な分野については国・関係機関の研修を活用し、実践的な研修については、現場における対応に重点を置いた研修を実施するなど、計画的に職員の資質向上が図られています。今後も相談に関わる人材の資質向上に努めていきます。

施策の方向：(25)相談等に関わる人材の育成

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	H25年度実施・進捗状況 取組の実施方法	一次評価 評価理由	一次評価 総合 寄与度	一次評価 総合 達成度	一次評価 総合	二次評価	
48	研修等の充実	専門研修等 **男女社会参画課**	・DV関係機関連絡会・DV担当者連絡会構成員に対する研修[1回] ・区立中・小学校校長、副校長向け研修[1回]	専門的な分野については、国立女性教育会館主催の相談員研修等を活用しました。また、二次被害防止への対応等、職員に向けた研修については、DV担当者会議の場を活用し情報提供・問題提起・解決に向けた検討の実施や新たに・区立中・小学校校長、副校長向け研修等を行うなど、現場における対応に重点をおいた研修等に取り組みました。 **●前年度二次評価への対応状況** 相談員向け、DV支援担当者向け、職員全体向け等、法改正への対応も含めて対象者に応じた研修等を必要に応じて実施することができました。	A	A	A	A	専門的な分野については国・関係機関の研修を活用しつつ、実践的な研修については、現場における対応に重点を置いた研修を実施しています。今後も被害者を支援する相談員の心のケアも含め、計画的に職員の資質向上が図られるよう取組を進めます。
		二次被害防止のための研修 **男女社会参画課**								
		相談員の精神的ケアへの対応 **男女社会参画課**								
		研修等資料の提供 **男女社会参画課**								

課題19：性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

二次評価
B

セクシュアル・ハラスメントについて、センター情報紙や産業情報誌の活用により、区民、職員、事業主への周知等、効果的な啓発が図られました。今後は、関係部署との連携による啓発なども検討していきます。また、中間期の見直しで加わったマタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発にも積極的に取り組んでいきます。
性犯罪などDV以外の人権侵害・暴力についても、関係機関と連携した取組を継続していきます。
区の情報発信の担い手である職員に対しても、メディア・リテラシー向上をめざした取組を推進していきます。

施策の方向：(26)性別等に基づく人権侵害の防止

取組		取組の内容、方策、事業など	H25年度実施・進捗状況 実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	一次評価 評価理由	総合 寄与度	総合 達成度	総合	二次評価	
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 **男女社会参画課**	・男女平等推進センター情報誌～あいしてぃ～（№6）発行[2,000部]	センター情報紙を活用して、区民及び職員に対しセクハラ防止に向け効果的な啓発を行うことができました。併せて、「相談窓口」情報を掲載し、被害者へのフォーローアップも実施しましたが、今後は、連携も視野に啓発方法のさらなる工夫も必要です。 **●前年度二次評価への対応状況** 情報紙における特集記事掲載に加え、産業連合会との連携により、事業主に向けた啓発が実施できました。		A	B+	B+	B	区民及び職員に対し、センター情報紙の活用による効果的な啓発や、産業情報誌で事業主への周知が図られました。 今後は関係部署との連携による啓発なども検討していきます。
		マタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発 **男女社会参画課**	・センター蔵書、書籍：2,238冊 ・情報資料コーナー利用者数：3,153人	働く女性の出産関連図書の購入	図書資料の整備という受け身の取組でした。	B+	B	B		
		セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 **産業振興課** **（公財）産業振興公社**	・情報コーナーでの周知 ・産業情報誌「産連ニュース」への掲載	情報コーナーへパンフレット等を配置し来庁者に啓発を行いました。 **●前年度二次評価への対応状況** 産業連合会の「産連ニュース」で男女平等に関する制度の周知や事業主に向けたセクハラ防止の記事を掲載するなどの周知・啓発に加え、朝礼で職員に対し改めて防止を呼びかけました。		B+	B+	B+		
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	人権尊重に関する意識啓発の推進 **男女社会参画課** 性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携 **男女社会参画課**	・平成25年度犯罪被害者週間行事：144名参加 ・犯罪被害者支援ネットワーク会員連絡会議	東京都と共催で区民向け啓発イベントを実施するとともに、被害者支援都民センター及び高島平警察署等で構成されるネットワーク会議に参加し、連携を深めました。	平成25年度より人権業務が移管されたことにより、新たな取組が増え、関係機関等との連携体制を拡大して取り組みました。	A	A	A	B+	性犯罪などDV以外の人権侵害・暴力についても、関係機関と連携した取組を継続していきます。

施策の方向：(27)メディアへの対応

51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発 **男女社会参画課**	・区民まつり（2日間）[来場者数625人] ・大学祭での意識啓発活動[5大学：来場者1,507人]	メディアにおける男女平等参画を進めるために、前年度に作成した啓発パネルを活用し、固定的役割分担意識を解消していくために、区民まつりや大学祭など多くの区民等が集まる場において、広く効果的にPRすることができました。 **●前年度二次評価への対応状況** 広く区民等にPRできる場を活用し、固定的役割分担意識解消のパネル展示を行い、情報を正しく読み解く力を養えるよう、啓発を実施しました。		A	A	A	A	啓発パネルを活用し、広く周知できました。今後は区の情報発信の担い手である職員のメディア・リテラシー向上をめざした取組も進めていきます。

9　板橋区男女平等参画審議会からの意見

※一次評価表及びヒアリングを踏まえ、審議会より意見をいただきました。

めざす姿1　「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

課題1　行動に結びつく男女平等の意識づくり

意見 (改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点など)	条例の理念と理解と定着について、区役所内における推進が進んでいないことは以前からの指摘である。所管課の理念把握に関する温度差が大きく、これまでの指摘に対しての対応やデータの整備などがなされておらず改善されていない状況、さらに審議会への女性の参加が促進しないこともあるが、どのように男女社会参画課として改善に向けていくかが、重要な課題である。

課題2　学校等における男女平等教育・学習の充実

意見 (改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点など)	学校での教育において、男女平等と男女の役割分担のカリキュラムの基準を設定する。時間がかかるとは思いますが、判断基準があれば、教師も対応しやすいと考えます。
	所管課ヒアリングの際、1年生に「男女の役割学習」で「・・・はやめよう」と否定的な指導をしているといった発言がありました。多様なライフスタイルを認め合う時代です。子ども達が固定的な性別役割にとらわれない価値観を身につけられるよう、バランスのとれた、心からの男女平等教育を進めていただきたいとお願い申し上げます。
	学校教育において、教室の中での男女の役割分担、家庭内での役割分担を学習するとのことであるが、男女共同参画社会の形成をから考えて、どのようにとらえているのか。男女共同参画の形成において教育の果たす重要性の理解を深めることを、教育内容で、また教育を担う教員の研修を通してどのように形成するか、明確な計画が必要。

課題3　政策・方針決定過程等における女性の参画促進

意見 (改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点など)	地域の意思決定の場に女性が参画することを、そのままにしているのではなく、積極的な増加促進などポジティブアクションによる対応も可能であり、行政として行っていくことが望まれるが、推進をする体制が見られない。基本法、条例の理念が受け止められていないことが大きな課題である。

めざす姿2　生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

課題4　働く場における男女平等参画の推進

意見 (改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点など)	現在これだけ働く女性の問題を解決し増加をめざしている時期に、板橋区で働く女性に限らず男性の状況もとらえているのだろうか。働く女性の実態把握データはなく、事業主WLB行動計画なども出されていないことなど、今後どのように取組を進めるかの検討が大きく必要であろう。

めざす姿3　男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

課題9　育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

意見 (改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点など)	ワーク・ライフ・バランスの認知度向上のため、男女社会参画課が発行している情報誌を活用とあります。具体的にどのように活用していますか？男女社会参画課は、資料をどのようにして区民に見てもらうようにしていますか？資料があっても、区民に見ていただかないと、無駄な資料になってしまいます。具体的に区民に見てもらう方法を検討してください。

課題10　子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

意見 (改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点など)	今や1、2歳児対象保育ルームの開設が増え、児童（学童）は学童保育からあいキッズへの移行など整備充実に向けて多彩な構造が進んでいるようである。現地の職員は人の配備が不安でないこと、職員に心のゆとりを持たせ、事業の中心となる所と連絡が取れて不満が相談できる関係が構築されていなければ、子どもへの愛ある仕事も上手くいかなくなる。1施設4名配置とは少な過ぎるように思う。まだまだ子供の居場所の整備についてはこれからもかなり力を入れてもらわないと不安である。

課題12　男女がともに地域活動に参画するための支援

意見 (改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点など)	防災活動や環境保全は地元に根差した活動であり、人を集め充て職でも役割を持たせる。人が集まりやすい時間も必要なら2～3つくり、顔が見える関係で知恵を出し合う。新しい発見を大切にして共有しあっていく。比較的決まった場所での活動なので、所管課が出向いても話し合いしやすいと思うが、どうでしょう。

１０　計画を推進するための仕組み

行動計画を実効性のあるものとしていくため、ＰＤＣＡサイクルにより計画事業の適切な進行管理を行うとともに、板橋区における「自己点検」の体制の充実を図り、職員一人ひとりが率先して男女平等を推進していくための仕組みを構築し、併せて特定事業主行動計画を着実に進め、区内事業所のモデルとしての役割を果たしていくこととしています。

方策1　計画の推進体制の充実

■計画の着実な推進

［進行管理と評価］

各年度における事業の実施状況及び進捗状況を把握・点検します。	「平成２５年度実施状況と評価」（13～37ページ）参照
各事業が計画における目標（めざす姿）の達成及び課題の解決に向け、どのような効果があったか検証します。	
「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」や「板橋区区民満足度調査」における意識や満足度等を成果指標とし、可能な限り中間年における効果測定を行います。	「めざす姿ごとの成果指標一覧」（41～43ページ）参照
実施結果に対する庁内における評価を男女平等参画審議会に報告し、審議会での意見を積極的に施策・取組に反映していきます。	「板橋区男女平等参画審議会からの意見」（38ページ）を次年度以降に反映していけるよう取組を推進します。

［推進体制の整備］

区の審議会における女性委員比率の向上など、第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築します。	「平成２５年度実施状況と評価」の取組１１（16～17ページ）及び「審議会からの昨年度の改善要望に対する対応」の取組１１（10ページ）参照
ワーク・ライフ・バランスの推進やＤＶ被害者支援など第四次行動計画の重点的な取組に向けて関係各課の連携体制の充実を図ります。	・ワーク・ライフ・バランスについては、「平成２５年度実施状況と評価」の取組３０（26ページ）のとおり、『いたばし good balance 会社賞』の実施において、産業振興課と効果的な連携体制を構築しました。 ・ＤＶ被害者支援については、「平成２５年度実施状況と評価」の取組８（15ページ）及び行動計画に内包されている「板橋区ＤＶ防止基本計画（課題１３～１８）」に基づき、関係各課・関係機関との連携体制の充実を図りました。
区民、関係機関との連携進めます。	「平成２５年度実施状況と評価」の取組２（13ページ）、取組４（14ページ）及び、取組３７、３８（32ページ）において、区内大学と連携した普及・啓発を実施しました。

方策2　板橋区における男女平等参画の推進

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">事業等のチェック</td><td colspan="2">①計画策定や新規事業の企画等について</td><td rowspan="6">「板橋区における男女平等の推進」（44～46ページ）参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">②イベントや会議の開催において</td></tr>
<tr><td colspan="2">③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">区職員の意識改革</td><td colspan="2">①職員研修の充実</td></tr>
<tr><td colspan="2">②女性管理職、係長職員増加に向けた取組</td></tr>
<tr><td colspan="2">③職務分担の男女平等推進</td></tr>
<tr><td rowspan="8">板橋区特定事業主行動計画の着実な推進</td><td rowspan="8">仕事と子育ての両立のために</td><td rowspan="4">子育て支援</td><td>①３歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続５日以上の休暇取得を４０％以上</td><td rowspan="8">「板橋区特定事業主行動計画の着実な推進」（47ページ）参照</td></tr>
<tr><td>②そのうち、育児休業の取得率を１０％以上</td></tr>
<tr><td>③３歳に満たない子を養育している女性職員について、育児休業、部分休業、または育児短時間勤務の取得率を１００％以上</td></tr>
<tr><td>④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（３６０時間）を超える職員数を５名以内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ワーク・ライフ・バランス</td><td>①厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間(３６０時間)を超える職員数を２０名以内</td></tr>
<tr><td>②年次有給休暇の取得率（繰越分は含まない）を８５％以上</td></tr>
<tr><td>③週休日の振替率（４時間超えの勤務）を１００％</td></tr>
</table>

１０－１　めざす姿ごとの成果指標一覧

	指　　標	現状値（直近値）	２３年度	２４年度	２５年度	26年度	27年度	計画期間中の目標値（設定根拠）
１「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	男女平等推進センター スクエアー・Ｉ（あい）を知らない区民の割合（板橋区区民満足度調査）	45.8% 平成21年度	※１	※１	※１	調査	※１	15.7% （同調査における地域センター・集会室の割合）
	男女平等参画基本条例の認知度（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	6.6% 平成16年度	―	―	―	調査	―	50%以上 （女子差別撤廃条約という用語の認知度 第３次男女共同参画基本計画成果目標）
	男女平等推進センター スクエアー・Ｉ（あい）利用者数	17,080人 平成21年度	14,977人 平成23年度	15,598人 平成24年度	13,572人 平成25年度			20,000人
	区の審議会における女性委員の比率	28.8% 平成22年度	30.7% 平成23年度	28.9% 平成24年度	29.6% 平成25年度			40% （板橋区基本計画 平成18年度～27年度の成果指標）
	学校教育の場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	65.5% 平成21年度	―	―	―	調査	―	68.1%以上 （平成21年度男女共同参画社会に関する世論調査：内閣府の数値以上）
２生涯を通して男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会	職場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	19.1% 平成21年度	―	―	―	調査	―	50.0% （板橋区基本計画 平成18年度～27年度の成果指標）
	障がい者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	10.4% 平成21年度	10.2% 平成23年度	―	8.4% 平成25年度	―	調査	50.0% （板橋区基本計画 平成18年度～27年度の成果指標）
	高齢者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	17.3% 平成21年度	16.6% 平成23年度	―	18.1% 平成25年度	―	調査	50.0% （板橋区基本計画 平成18年度～27年度の成果指標）
	健康づくりに取り組みやすいと感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	30.1% 平成21年度	35.6% 平成23年度	―	35.8% 平成25年度	―	調査	56.0% （板橋区基本計画 平成18年度～27年度の成果指標）

	指　　標	現状値（直近値）	２３年度	２４年度	２５年度	26年度	27年度	計画期間中の目標値（設定根拠）
３男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉と内容の認知度 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	19.6% 平成21年度	―	―	―	調査	―	50.0%以上 （仕事と生活の調和という用語の認知度：第３次男女共同参画基本計画による成果目標）
	生活の優先度で希望と現実が一致している人の割合 ①「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 ②「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 ③「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	① 48.7% ② 25.8% ③ 19.2% 平成21年度	―	―	―	調査	―	増やす
	ワーク・ライフ・バランス認定事業者数	―	―	２社	3社			５社 （１年×１社）
	一般事業主行動計画を策定している事業所の割合 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	5.1% 平成21年度	―	―	―	調査	―	次世代育成支援対策推進法に基づき、１０１人以上の事業所は１００%をめざす。１００人以下の事業所は増やすことをめざす
	保育園の待機児数	461人 平成22年4月１日現在	342人 平成24年4月１日現在	417人 平成25年4月1日現在	515人 平成26年4月1日現在			０人
	男性が一日あたりに家事・育児に携わる時間数 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	30分未満 平成21年度	―	―	―	調査	―	２時間30分 （育児・家事関連時間：第３次男女共同参画基本計画成果目標）
	地域社会活動が活発で参加しやすいと感じる区民の割合 （板橋区区民満足度調査）	12.3% 平成21年度	12.3% 平成23年度	―	18.8% 平成25年度	―	調査	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	男女が平等に社会生活に参加することができると感じる区民の割合 （板橋区区民満足度調査）	22.9% 平成21年度	22.4% 平成23年度	―	18.5% 平成25年度	―	調査	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）

指　　標		現状値（直近値）	２３年度	２４年度	**２５年度**	26年度	27年度	計画期間中の目標値（設定根拠）
4男女の平等と人権が尊重される社会	配偶者からなぐったりけったりなどの身体に対する暴力行為を受けた経験がある人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	12.9% 平成21年度	―	―	―	調査	―	なくす
	誰（どこ）に相談してよいかわからなかった人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	7.2% 平成21年度	―	―	―	調査	―	なくす

※１「男女平等推進センター　スクエアー・Ｉ（あい）を知らない区民の割合（板橋区区民満足度調査）」は、平成２３年度板橋区区民意識意向調査（区民満足度調査から改称）の実施にあたり、調査項目を精査した際に「施設の利用度・満足度」の設問が削除されたため、数値は、平成２６年度実施予定の「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」において把握をしていきます。

１０－２　板橋区における男女平等参画の推進

板橋区男女平等参画基本条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「男女平等に対する配慮度の点検シート」を用いて「自己点検」を行いました。

（１）事業等のチェック

全庁・全施策を対象に、施策の企画・立案・実施などの各段階において、第四次行動計画を踏まえて「男女平等参画の視点」が反映されているかを下記の項目の①～③により点検しました。

①計画策定や新規事業の企画等において

（チェックの視点）

・計画、事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか

・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか、また、双方が参加したか

・事業の方向性を男女平等参画に配慮したか　など

②イベントや会議の開催において

（チェックの視点）

・事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか

・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか

・女性、男性双方にとって利用しやすいような配慮をしたか　など

③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において

（チェックの視点）

・性別による差別や固定的役割分担意識を助長するような表現になっていないかなど

また、男女平等参画審議会から、第三次行動計画の実施評価以降「実施事業結果に関する男女別の経年変化が把握できるデータの収集の蓄積」の必要性が提言されているため、データの有無について調査（④）を行いました。

●調査結果

［71の所属のうち、①～④に回答：31　／　③のみ回答：40］

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	計画策定や事業の企画、立案、実施の際、女性と男性双方（区民または職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が計画や事業に盛り込まれるようにしたか。	３０	０	１
	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にしたか。	２３	０	８

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
②	女性・男性双方が参加・利用しやすくなるよう工夫したか。	25	1	5
③	広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信等において、性別による差別や男の役割・女の役割等、固定的役割分担意識を助長するような表現（文章・イラスト）や対応にならないよう配慮したか。	63	0	8
④	事業等を評価するために必要な男女別の実績データが存在するか。	(存在する) 23	(存在しない) 5	3

［注］窓口業務等「男女平等参画の浸透状況」を測る事業に該当がない所管課においては「③」の区民への情報発信における配慮についてのみ点検を行いました。

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

区の計画策定や事業について、企画・立案の段階から男女の視点を踏まえています。また、内容や情報発信においても固定的性別役割分担にとらわれず実施されています。

区民参加に関しても男女の役割を決めつけず、概ね男女双方が参加・利用しやすいように工夫されています。

男女別のデータに関しては、性別による差別をしないという観点から不要な性別表記は行っていませんが、男女平等の推進に寄与するものについては、必要に応じてデータを収集していきます。

今後も、引き続き職員の意識啓発を行い、区の事業に「男女平等参画の視点」が反映されるよう職員に対する「板橋区男女平等参画基本条例」の理解と意識啓発を推めていきます。

（2）区職員の意識改革チェック

「男女平等参画の視点」から職員の意識改革や職場環境の点検を進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

① 職員研修の充実

② 女性管理職、係長職員増加に向けた取組

③ 職務分担の男女平等推進

④及び⑤ 第四次行動計画では、「計画の推進体制の充実」を図るために区の審議会等における女性委員の委員比率の向上など第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築するとされています。④及び⑤により、取組状況について調査を行いました。

●調査結果

［調査該当所属数：７１］

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	セクシュアル・ハラスメント等の防止など人権侵害や不快な状況を起こさないための取組をしているか。	７０	１	０
②	女性管理職・係長職員の増加に向けた取組をしているか。	６５	４	２
③	男性が主要な業務を行い、女性が補助的な業務を行うような慣行的役割分担とならないようにしているか。	６８	０	３
④	審議会等の付属機関に積極的に女性区民を登用しているか。	２２	４	４５
⑤	男女の参画が偏っている場合には、区民や団体等に向けて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推奨しているか。	１０	８	５３

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

業務に関しては、全課において慣行的な役割分担意識を持たずに遂行されているという結果となりました。

セクシュアル・ハラスメントをはじめ各種ハラスメントや人権侵害についても、人事課の職員研修や男女社会参画課による啓発の効果もあり、殆どの課において取組が行われています。問題が生じていなくても日頃からの意識が大切ですので、今後も研修や職員向けのニュースなどで啓発を続けていきます。

管理職・係長職については、男女を問わず受験率の向上が課題となっているため、さらに昇任意欲の醸成等に注力していく必要があります。

また、審議会等については、女性委員が半数を超えている会議体がある一方で、登用が進んでいないものも見られます。団体からの推薦や、専門性を要するといった事情もありますが、慣例によるケースなど合理的な理由が乏しい場合には、女性の登用の社会的意義について理解を促し、積極的に登用を働きかけていきます。

１０－３　板橋区特定事業主行動計画の着実な推進

板橋区男女平等参画基本条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めます。

・仕事と子育ての両立のために（子育て支援）

目標値（第２期板橋区特定事業主行動計画による）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①３歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続５日以上の休暇取得率を40%以上	28% (28.18%)	48.67%	68.18%	58.49%	71.15%
②そのうち、育児休業の取得率を10%以上	―	6.19%	6.06%	6.92%	7.05%
③３歳に満たない子を養育している女性職員のうち取得希望者について、育児休業、部分休業または育児短時間勤務の取得率を100%	100%	100%	100%	100%	100%
④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を５名以内	42名	20名	32名	24名	17名

・仕事と生活の調和のために（ワーク・ライフ・バランス）

目標値（第２期板橋区特定事業主行動計画による）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を20名以内	95名	121名	107名	92名	74名
②年次有給休暇の取得率（繰越分は含まない）を85%以上	77.0%	75.0%	73.0%	73.8%	72.3%
③週休日の振替率（４時間超の勤務）を100%	―	91.5%	93.6%	95.3%	92.3%

２．参考資料

委員会・審議会等における女性の参画状況

（平成26年4月1日現在）

資料　1

Ⅰ行政委員会（地方自治法第180条の５）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
教育委員会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法第181条		
監査委員	4	1	25.0	地方自治法第195条		
農業委員会	12	1	8.3	農業委員会等に関する法律		
Ⅰ合計	25	3	12.0	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合(%)
				4	3	75.0

Ⅱ付属機関

法律・条例により設置されているもの（地方自治法第202条の３）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
板橋区情報公開及び個人情報保護審議会	15	3	20.0	板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例		
板橋区情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0	板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例		
板橋区男女平等参画苦情処理委員会	3	1	33.3	板橋区男女平等参画基本条例		
板橋区特別職報酬等審議会	9	2	22.2	板橋区特別職報酬等審議会条例		
板橋区表彰審査会	13	1	7.7	板橋区表彰条例		
板橋区財産評価委員会	16	2	12.5	板橋区財産評価委員会条例		
板橋区国民保護協議会	54	3	5.6	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例		
板橋区防災会議	54	3	5.6	板橋区防災会議条例		
板橋区生活安全協議会	28	5	17.9	板橋区生活安全条例		
板橋区消防団運営委員会	17	0	0.0	特別区の消防団の設置に関する条例		
板橋区立美術館運営協議会	10	2	20.0	板橋区立美術館条例		
板橋区健康づくり推進協議会	25	9	36.0	地域保健法、板橋区健康づくり推進協議会条例		
板橋区公害健康被害認定審査会	11	3	27.3	公害健康被害の補償等に関する法律、板橋区公害健康被害認定審査会条例		
板橋区公害診療報酬等審査会	7	2	28.6	公害健康被害の補償等に関する法律、板橋区公害診療報酬等審査会条例		
板橋区大気汚染障害者認定審査会	7	1	14.3	板橋区大気汚染障害者認定審査会条例		
板橋区感染症診査協議会	12	3	25.0	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、板橋区感染症診査協議会条例		
板橋区介護認定審査会	115	42	36.5	板橋区介護保険条例		
板橋区国民健康保険運営協議会	14	4	28.6	国民健康保険法、板橋区国民健康保険条例		
板橋区民生委員推薦会	14	4	28.6	民生委員法		
板橋区保健福祉オンブズマン	4	2	50.0	板橋区保健福祉オンブズマン条例		
板橋区バリアフリー推進協議会	15	2	13.3	板橋区バリアフリー推進条例		
板橋区障がい者介護給付費等審査会	24	13	54.2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
板橋区子ども・子育て会議	16	5	31.3	板橋区子ども・子育て会議条例		
板橋区資源環境審議会	22	4	18.2	板橋区資源環境審議会条例		
板橋区都市計画審議会	23	4	17.4	都市計画法、板橋区都市計画審議会条例		
板橋区景観審議会	15	4	26.7	板橋区景観条例		
板橋区住宅対策審議会	15	4	26.7	板橋区住宅基本条例		
板橋区建築審査会	6	1	16.7	建築基準法、板橋区建築審査会条例		
建築紛争調整委員会	6	1	16.7	板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例		
板橋区文化財保護審議会	9	0	0.0	板橋区文化財保護条例		
板橋区青少年問題協議会	22	7	31.8	板橋区青少年問題協議会条例		
小計(②)	606	139	22.9	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合(%)
				31	29	93.5

Ⅲ設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法
板橋区・UR連絡会議	12	0	0.0	板橋区・UR連絡会議設置要綱
板橋区行政評価委員会	9	3	33.3	板橋区行政評価規程
板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会	3	0	0.0	板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱
板橋区平和都市宣言記念事業実行委員会	12	0	0.0	板橋区平和都市宣言記念事業実行委員会設置要綱
新年賀詞交歓会実行委員会	15	0	0.0	新年賀詞交歓会実行委員会設置規約
板橋区入札監視委員会	5	1	20.0	板橋区入札監視委員会設置要綱
板橋区住民防災組織育成連絡協議会	41	1	2.4	板橋区住民防災組織育成連絡協議会設置要綱
板橋区国際交流連絡会	12	1	8.3	板橋区国際交流連絡会設置要綱
板橋区立郷土資料館運営協議会	9	1	11.1	板橋区立郷土資料館運営協議会設置要綱
板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会	13	4	30.8	板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会要綱
板橋Cityマラソン実行委員会	7	1	14.3	板橋Cityマラソン実行委員会規約
板橋農業まつり幹事会	35	4	11.4	－
板橋区産業活性化推進会議	10	1	10.0	板橋区産業活性化推進会議設置要綱
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	5	0	0.0	板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会設置要綱
板橋観光ボランティアガイド	53	24	45.3	板橋区観光ボランティア事業運営要領
くらしのサポート隊	19	14	73.7	くらしのサポート隊運営要領
板橋区消費者団体連絡会	10	9	90.0	板橋区消費者団体連絡会実施要領
板橋区消費生活展実行委員会	26	24	92.3	板橋区消費生活展実施要領
板橋区在宅医療推進協議会	15	5	33.3	板橋区在宅医療推進協議会設置要綱
板橋区災害医療連携会議	17	3	17.6	板橋区災害医療連携会議設置要綱
板橋区女性健康支援センター運営協議会	12	9	75.0	女性健康支援センター運営協議会実施要綱
板橋グリーンカレッジ運営協議会	2	2	100.0	板橋グリーンカレッジ運営協議会運営要綱
板橋区健康危機管理対策連絡会議	17	2	11.8	健康危機管理対策連絡会議設置要綱
板橋区食品衛生推進員設置会議	14	3	21.4	板橋区食品衛生推進員連絡会設置要領
板橋区地域精神保健福祉連絡協議会	15	1	6.7	板橋区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱
板橋区地域密着型サービス運営委員会	11	2	18.2	板橋区地域密着型サービス運営委員会設置運営要綱
板橋区介護保険事業計画委員会	14	4	28.6	板橋区介護保険事業計画委員会設置要綱
板橋区地域ケア運営協議会	15	5	33.3	板橋区地域ケア運営協議会設置要綱
板橋区高齢者虐待防止連絡会議	18	5	27.8	板橋区高齢者虐待防止連絡会議設置要綱
板橋区地域自立支援協議会	15	2	13.3	板橋区地域自立支援協議会設置要綱
板橋区福祉有償運送運営協議会	11	3	27.3	板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱
板橋区立福祉園医療的ケア協議会	14	6	42.9	板橋区立福祉園における医療的ケアの実施に関する要綱
板橋区要保護児童対策地域協議会	25	6	24.0	板橋区要保護児童対策地域協議会設置要綱
板橋区環境教育推進協議会	21	6	28.6	板橋区環境教育推進協議会設置要綱
エコポリス板橋環境行動会議	30	2	6.7	エコポリス板橋環境行動会議設置要綱
板橋区農と住に調和した街づくり連絡協議会	17	2	11.8	板橋区農と住に調和した街づくり連絡協議会規約
エイトライナー促進協議会	6	0	0.0	エイトライナー促進協議会設置要綱
板橋区住居支援協議会	14	2	14.3	板橋区住居支援協議会会則
板橋区交通安全協議会	44	0	0.0	板橋区交通安全協議会設置要綱
板橋区緑と公園推進会議	11	5	45.5	板橋区緑と公園推進会議設置要綱
板橋区特別支援教育連絡協議会	16	6	37.5	板橋区特別支援教育連絡協議会設置要綱
板橋区特別支援教育就学指導委員会	75	34	45.3	板橋区特別支援教育就学指導委員会設置要綱
板橋区生涯学習推進懇談会	13	5	38.5	板橋区生涯学習推進懇談会設置要綱
板橋区学校支援地域本部連絡会	19	4	21.1	板橋区学校支援地域本部事業実施要綱
いたばしボローニャ子ども絵本館企画運営委員会	8	5	62.5	いたばしボローニャ子ども絵本館企画運営委員会設置要綱
板橋区明るい選挙推進協議会	140	97	69.3	明るい選挙推進協議会規約

小計（③）	925	314	33.9	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合（%）
				46	39	84.8

ⅡⅢ合計（②+③）	1531	453	29.6	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合（%）
				77	68	88.3

資料　2

東京都板橋区男女平等参画基本条例

平成15年3月6日
東京都板橋区条例第８号

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくることが必要です。

ここに、男女があらゆる分野における活動にともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　男女平等参画社会　男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。

（２）　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（３）　区民　区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。

（４）　事業者・民間団体　営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

（５）　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第３条　男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

（１）　男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

（２）　男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。

（３）　男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。

（４）　男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。

（５）　男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

（性別による権利侵害の禁止）

第４条　何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

２　何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

３　何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。

（区の責務）

第５条　区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

（区民の責務）

第６条　区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

２　区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

（事業者・民間団体の責務）
第７条　事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。
２　事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

第２章　基本的施策

（行動計画）
第８条　区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、公表しなければならない。
２　区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第 22 条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。
３　区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年１回作成し、公表しなければならない。
（男女平等参画の促進）
第９条　区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。
２　区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。
（調査、研究等）
第 10 条　区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。
（教育及び啓発の推進）
第 11 条　区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。
（普及広報）
第 12 条　区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。
（事業者・民間団体への支援）
第 13 条　区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

第３章　推進体制

（男女平等参画推進本部の設置）
第 14 条　区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。
２　男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。
（男女平等推進センターの設置）
第 15 条　男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

第４章　苦情処理

（苦情の申立て）
第 16 条　区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。
（１）　区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項
（２）　男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。
（１）　裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
（２）　法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
（３）　区議会で審議中又は審議が終了した事項
（４）　この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項
（苦情処理委員会の設置）
第 17 条　前条第１項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する。
（苦情処理委員会の組織等）
第 18 条　苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員３人により組織する。
２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（苦情処理委員会の職務等）
第 19 条　苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。
（１）　第 16 条第１項第１号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。
（２）　第 16 条第１項第２号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。
（３）　苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。
２　区長は、前項第１号及び第２号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。
３　苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

（委員の守秘義務）
第 20 条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（委員の解嘱）
第 21 条　区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。
２　委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

第５章　東京都板橋区男女平等参画審議会

（設置）
第 22 条　男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第 23 条　審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。
（１）　行動計画の策定に関する基本的な考え方
（２）　行動計画の実施結果に関する評価
（３）　その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項
（審議会の組織等）
第 24 条　審議会は、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の６を超えないものとする。
（委員の任期）
第 25 条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第６章　雑則

（委任）
第 26 条　この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付　則

この条例は、平成 15 年４月１日から施行する。ただし、第４章の規定は、同年 10 月１日から施行する。

東京都板橋区男女平等参画
基本条例施行規則

平成15年４月１日
東京都板橋区規則第41号

改正　平成16年３月26日規則第17号
平成17年３月30日規則第13号
平成18年３月31日規則第21号
平成19年３月30日規則第24号
平成20年３月21日規則第16号
平成22年３月31日規則第20号
平成23年２月23日規則第５号
平成23年５月31日東京都板橋区規則第46号
平成24年３月30日東京都板橋区規則第24号
平成25年３月29日東京都板橋区規則第36号

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都板橋区男女平等参画基本条例（平成15年板橋区条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（推進本部の構成）

第２条　条例第14条に規定する男女平等参画推進本部（以下「推進本部」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　副本部長は、政策経営部を担当する副区長をもって充てる。

３　本部員は、教育長、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第５号）第８条第１項に規定する部長、保健所長及び教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。

一部改正〔平成18年規則21号・19年24号・20年16号・23年５号〕

（所掌事務）

第３条　推進本部は、条例第14条第２項に定めるもののほか、本部長が必要と認める事務を所掌する。

（会議）

第４条　推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

２　本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

３　本部長は、特に必要があると認めるときは、前条に定める所掌事務に関係する職員に推進本部への出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第５条　推進本部で決定した施策等を実施するために必要な事項を協議し、調整等を行うため、推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

３　幹事長は、政策経営部長の職にある者をもって充てる。

４　幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

５　幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

６　幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

一部改正〔平成20年16号〕

（苦情処理委員会の構成）

第６条　条例第17条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の構成員のうち１人以上は、法律に関する専門知識を有する者から委嘱するものとする。

２　委員は、男性及び女性それぞれ１人以上とする。

（会議の運営等）

第７条　苦情処理委員会に、代表委員を置く。

２　代表委員は、委員の互選により定める。

３　苦情処理委員会は、代表委員が招集する。

４　代表委員に事故あるときは、代表委員があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

５　苦情処理委員会は、委員２人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

６　苦情処理委員会の職務は、委員の合議により行う。

（苦情の申立て）

第８条　条例第16条第１項に規定する苦情の申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、苦情処理申立書（別記第１号様式）を苦情処理委員会に提出しなければならない。

２　苦情処理委員会は、申立てがあった場合には、申立受付処理台帳（別記第２号様式）により申立ての受付処理状況を記録する。

（苦情申立事項の調査）

第９条　苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第１項第１号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る区の機関に対して調査実施通知書（別記第３号様式）により通知し、調査を行うものとする。

２　苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第１項第２号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る関係者に対して調査実施依頼書（別記第４号様式）により同意を得た上で、調査を行うものとする。

３　苦情処理委員会は、申立て内容のうち、社会制度又は慣行に関する事項について、広く意見を求め判断に資することが適当と認めるときは、申立ての概要及び調査方法等を公表し、区民から意見を求めるものとする。

４　苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第１項各号のいずれにも該当しないと認めるとき又は同条第２項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとし、速やかに当該申立人に対し、

苦情処理結果通知書（別記第５号様式）により通知しなければならない。

５　苦情処理委員会は、申立ての処理経過を処理経過記録票（別記第６号様式）に記録し、申立受付処理台帳に添付して保管する。

（区長への勧告又は要請）

第10条　苦情処理委員会は、前条第１項及び第２項の調査に基づき、条例第19条第１項第１号の規定による区長への勧告又は同項第２号の規定による区長への要請が必要であると認めるときは、速やかに勧告・要請書（別記第７号様式）により勧告又は要請を行うものとする。

（苦情処理結果通知）

第11条　苦情処理委員会は、申立てを受けた日の翌日から起算して３月以内に、苦情処理結果通知書により、調査の結果及び区長に対する勧告又は要請の有無を当該申立人に通知しなければならない。

２　苦情処理委員会は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して当該申立人に処理経過を報告しなければならない。

（措置結果の通知）

第12条　区長は、勧告・要請書の送付を受けた日の翌日から起算して１月以内に、当該勧告又は要請に係る措置結果を苦情処理委員会及び当該申立人に通知しなければならない。

２　区長は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して苦情処理委員会及び当該申立人に措置経過を報告しなければならない。

（苦情処理の年次報告）

第13条　条例第19条第１項第３号に規定する苦情の申立ての処理状況の報告は、次に掲げる事項を記載した文書により、会計年度終了後速やかに行わなければならない。

（１）　苦情の申立ての件数

（２）　苦情の申立て処理件数

（３）　処理結果の要旨

（男女平等参画審議会の構成）

第14条　条例第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　関係団体の構成員

（３）　関係機関の職員

（４）　公募に応じた区民

（委員の再任）

第15条　前条第１号に掲げる者のうちから委嘱した委員の再任は、２回を超えることはできない。

２　前条第２号から第４号までに掲げる者のうちから委嘱した委員は、再任することができない。

３　区長が特に必要と認めるときは、前２項の規定にかかわらず、再任することができる。

（会長及び副会長）

第16条　審議会に会長及び副会長１人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

（会長及び副会長の職務）

第17条　会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第18条　審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第19条　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第20条　会長は、審議に際し、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事）

第21条　審議会に幹事を置く。

２　幹事は、政策経営部長の職にある者をもって充てる。

３　幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

一部改正〔平成20年16号〕

（会議の公開）

第22条　審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

（事務局）

第23条　推進本部、苦情処理委員会及び審議会の事務局を政策経営部男女社会参画課に置く。

一部改正〔平成16年規則17号・22年20号〕

（委任）

第24条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第６条から第13条までの規定は、平成15年10月１日から施行する。

付　則（平成16年３月26日規則第17号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

付　則（平成17年３月30日規則第13号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。（後略）

付　則（平成18年３月31日規則第21号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成19年３月30日規則第24号抄）

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成20年３月21日規則第16号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。（後略）

付　則（平成22年３月31日規則第20号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

付　則（平成23年２月23日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成23年５月31日東京都板橋区規則第46号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成23年６月１日から施行する。

付　則（平成24年３月30日東京都板橋区規則第24号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。（後略）

付　則（平成25年３月29日東京都板橋区規則第36号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（別表略）

（様式略）

東京都板橋区男女平等参画推進本部名簿

役　　職	構 成 員
本 部 長	区　　長
副本部長	副　区　長
本 部 員	教　育　長
	常 勤 監 査 委 員
	政 策 経 営 部 長
	施 設 管 理 担 当 部 長
	総　務　部　長
	危 機 管 理 室 長
	区 民 文 化 部 長
	産 業 経 済 部 長
	健 康 生 き が い 部 長
	保　健　所　長
	福　祉　部　長
	子 ど も 家 庭 部 長
	資 源 環 境 部 長
	都 市 整 備 部 長
	土　木　部　長
	会 計 管 理 室 長
	教育委員会事務局次長
	選挙管理委員会事務局長
	監 査 委 員 事 務 局 長
	区 議 会 事 務 局 長

東京都板橋区男女平等参画推進本部幹事会名簿

幹事長　政策経営部長

所　　属	構 成 員
政策経営部	政 策 企 画 課 長
	広 聴 広 報 課 長
	男女社会参画課長
施設管理担当部	庁舎管理・建設課長
総　務　部	総　務　課　長
	人　事　課　長
危機管理室	防災危機管理課長
	住民防災支援課長
区民文化部	地 域 振 興 課 長
	戸 籍 住 民 課 長
産業経済部	産 業 振 興 課 長
健康生きがい部	健 康 推 進 課 長
	生きがい推進課長
	予 防 対 策 課 長
	国 保 年 金 課 長
	おとしより保健福祉センター所長
	板橋健康福祉センター所長
福　祉　部	管　理　課　長
	障がい者福祉課長
	赤塚福祉事務所長
子ども家庭部	子 ど も 政 策 課 長
	保育サービス課長
	子ども家庭支援センター所長
資源環境部	環　境　課　長
都市整備部	都 市 計 画 課 長
	住 宅 政 策 課 長
土　木　部	管　理　課　長
教育委員会事務局	庶　務　課　長
	学　務　課　長
	生 涯 学 習 課 長
	指　導　室　長

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン
平成２５年度実施状況報告書

板橋区政策経営部男女社会参画課

平成２６年（２０１４年）７月

〒173-0015　東京都板橋区栄町 36-1
TEL　03-3579-2486
FAX　03-3579-2787

刊行物番号
26－52